

令和8年3月改定版「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の新旧対照表

新	旧
<p>【本編】</p> <p><第一部> 本ガイドラインの目的等</p> <p>(略)</p>	<p>【本編】</p> <p><第一部> 本ガイドラインの目的等</p> <p>(略)</p>
<p><第二部> 中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方</p> <p>1. 平時における中小企業者と金融機関の対応</p> <p>(1) 平時の重要性</p> <p>中小企業者と金融機関との取引においては、平時から、両者が適時適切な対応を取り、信頼関係を構築しておくことが極めて重要であり、そもそも有事(第二部2.柱書において定義する。)に移行しないことがお互いにとって望ましい。平時における適時適切な対応は、中小企業者が有事に陥ることを防止するという予防的効果があるのみならず、中小企業者が仮に有事に陥った場合でも、平時において両者間で築かれた信頼関係は、金融機関による迅速で、円滑な支援検討を可能とし、もって中小企業者の早期の事業再生等、<u>ひいては、経営資源の毀損・流出の防止を通じて地域経済の維持・成長に資することになる</u>という効果が期待される。</p> <p>そのため、中小企業者と金融機関においては、平時からそれぞれ次の対応に努めることが望ましい。</p> <p>(2) 債務者である中小企業者の対応</p> <p>中小企業者は、以下の対応に努めるものとする。</p> <p>① 収益力の向上と財務基盤の強化</p>	<p><第二部> 中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方</p> <p>1. 平時における中小企業者と金融機関の対応</p> <p>(1) 平時の重要性</p> <p>中小企業者と金融機関との取引においては、平時から、両者が適時適切な対応を取り、信頼関係を構築しておくことが極めて重要であり、そもそも有事(第二部2.柱書において定義する。)に移行しないことがお互いにとって望ましい。平時における適時適切な対応は、中小企業者が有事に陥ることを防止するという予防的効果があるのみならず、中小企業者が仮に有事に陥った場合でも、平時において両者間で築かれた信頼関係は、金融機関による迅速で、円滑な支援検討を可能とし、もって中小企業者の早期の事業再生等に資することになるという効果が期待される。</p> <p>そのため、中小企業者と金融機関においては、平時からそれぞれ次の対応に努めることが望ましい。</p> <p>(2) 債務者である中小企業者の対応</p> <p>中小企業者は、以下の対応に努めるものとする。</p> <p>① 収益力の向上と財務基盤の強化</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>② 適時適切な情報開示等による経営の透明性確保</p> <p>中小企業者は、経営の状況、損益の状況、財産(資産負債)の状況(保証人等のものを含む。)、<u>公租公課の納付状況</u>、事業計画・業績見通し及びその進捗状況等(以下「経営情報等」という。)に関して、正確かつ信頼性の高い情報を、自発的に又は金融機関からの要請に応じて、開示・説明することにより、経営の透明性を確保するように努める。また、開示・説明したのちに、経営情報等に関して重大な変動が生じた場合には、自発的に報告するなど金融機関に対する適時適切な開示・説明に努める。なお、情報開示の信頼性の向上の観点から、法令に即した計算書類等を作成することはもちろん、中小企業庁、金融庁を事務局とする「中小企業の会計に関する検討会」が策定した「中小企業の会計に関する基本要領」や、中小企業の会計に関する指針作成検討委員会が策定した「中小企業の会計に関する指針」を積極的に活用することが望ましい。加えて、公認会計士や税理士等に対して経営情報等の検証を求め、その検証結果と併せて開示を行うことが望ましい。但し、小規模企業者については、その事業規模等に照らして可能な範囲で以上の対応に努めるものとする。</p> <p>③ 法人と経営者の資産等の分別管理 (略)</p> <p>④ 予防的対応</p> <p>平時から有事への移行は、自然災害や取引先の倒産等によって突発的に生じるだけでなく、事業環境や社会環境の変化、<u>経営者の高齢化や健康状態の変化等</u>に十分に対応できないことにより、段階的に生じることが十分に想定される。中小企業者は、有事へ移行しないように事業環</p>	<p>(略)</p> <p>② 適時適切な情報開示等による経営の透明性確保</p> <p>中小企業者は、経営の状況、損益の状況、財産(資産負債)の状況(保証人等のものを含む。)、事業計画・業績見通し及びその進捗状況等(以下「経営情報等」という。)に関して、正確かつ信頼性の高い情報を、自発的に又は金融機関からの要請に応じて、開示・説明することにより、経営の透明性を確保するように努める。また、開示・説明したのちに、経営情報等に関して重大な変動が生じた場合には、自発的に報告するなど金融機関に対する適時適切な開示・説明に努める。なお、情報開示の信頼性の向上の観点から、法令に即した計算書類等を作成することはもちろん、中小企業庁、金融庁を事務局とする「中小企業の会計に関する検討会」が策定した「中小企業の会計に関する基本要領」や、中小企業の会計に関する指針作成検討委員会が策定した「中小企業の会計に関する指針」を積極的に活用することが望ましい。加えて、公認会計士や税理士等に対して経営情報等の検証を求め、その検証結果と併せて開示を行うことが望ましい。但し、小規模企業者については、その事業規模等に照らして可能な範囲で以上の対応に努めるものとする。</p> <p>③ 法人と経営者の資産等の分別管理 (略)</p> <p>④ 予防的対応</p> <p>平時から有事への移行は、自然災害や取引先の倒産等によって突発的に生じるだけでなく、事業環境や社会環境の変化等に十分に対応できないことにより、段階的に生じることが十分に想定される。中小企業者は、有事へ移行しないように事業環境や社会環境の変化に的確に対</p>

新	旧
<p>境や社会環境の変化に的確に対応するように努め、平時から金融機関や社外の実務専門家(税理士、公認会計士、中小企業診断士、弁護士等の専門家。以下、「実務専門家」という。)との十分なコミュニケーションを図るとともに、有事へ移行する兆候を自覚した場合には、上記①～③の対応を取るのみならず、速やかに金融機関に報告し、金融機関や実務専門家、公的機関や各地の商工会議所等の助言を得て、客観的な状況把握に努める。併せて、中小企業者は、資金繰りの安定化を図りつつ、本源的な収益力の改善に向けた事業改善計画を策定して、実行することが重要である。また、計画の策定過程や実行過程において課題が生じた場合には、金融機関や実務専門家に早期に相談し、助言を得ることが重要である。<u>加えて、中小企業者は、平時より、将来の円滑な事業承継に向けて、事業承継計画の策定等を通じて後継者候補の選定・育成に取り組むとともに、仮に経営者の高齢化や健康状態の変化その他の状況変化により円滑な事業承継の実現に懸念が生じた場合には、金融機関や実務専門家に早期に相談し、スポンサーへの事業譲渡等も含めて今後の対応に向けた適切な助言を得ることが重要である。併せて、経営者保証があるときは、当該経営者保証が事業承継やスポンサーへの事業譲渡を進める上でのリスクとなり得ることを認識し、経営者保証に関するガイドラインや、中小企業庁の「中小 M&A ガイドライン」等も参照しながら、その取扱いについて適切な対応を講じておくことが重要である。</u></p> <p>⑤ 実務専門家の活用 (略)</p> <p>(3)債権者である金融機関の対応 金融機関は、以下の対応に努めるものとする。</p> <p>① 経営課題の把握・分析等</p>	<p>応するように努め、平時から金融機関や社外の実務専門家(税理士、公認会計士、中小企業診断士、弁護士等の専門家。以下、「実務専門家」という。)との十分なコミュニケーションを図るとともに、有事へ移行する兆候を自覚した場合には、上記①～③の対応を取るのみならず、速やかに金融機関に報告し、金融機関や実務専門家、公的機関や各地の商工会議所等の助言を得て、客観的な状況把握に努める。併せて、中小企業者は、資金繰りの安定化を図りつつ、本源的な収益力の改善に向けた事業改善計画を策定して、実行することが重要である。また、計画の策定過程や実行過程において課題が生じた場合には、金融機関や実務専門家に早期に相談し、助言を得ることが重要である。</p> <p>⑤ 実務専門家の活用 (略)</p> <p>(3)債権者である金融機関の対応 金融機関は、以下の対応に努めるものとする。</p> <p>① 経営課題の把握・分析等</p>

新	旧
<p>金融機関は、中小企業者との信頼関係の構築に努めるとともに、開示・説明を受けた経営情報等を基に、中小企業者の経営の目標や課題を把握するように努める。その上で、中小企業者の経営の目標や課題を分析し、中小企業者のライフステージや事業の維持・発展の可能性の程度等を適切に見極める。</p> <p>また、中小企業者が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう適切に助言し、中小企業者がその実現・解決に向けて主体的に取り組むように促す。</p> <p><u>その際、中小企業者が、必要に応じて、事業承継や、自力での事業継続・事業承継が難しい場合におけるスポンサーへの事業譲渡・事業廃止（廃業）等の可能性まで含めた検討や判断を行うことが可能となるよう、財務状況や事業内容のみに留まらず、経営者の年齢や健康状態、後継者の有無といった今後の経営に影響を及ぼし得る要素を幅広く加味した上で助言を行うことが望ましい。仮に、事業承継やスポンサーへの事業譲渡、廃業等の可能性まで含めた助言を行う場合には、係る経営判断の時点に応じて、経営者自身の生活や従業員の雇用等に発生する影響（残存資産等）についても具体的な分析や例示を行うことがなお望ましい。併せて、経営者保証があるときは、当該経営者保証が事業承継やスポンサーへの事業譲渡を進める上でのリスクとなり得ることを認識し、経営者保証に関するガイドラインや、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等、中小企業庁の「中小 M&A ガイドライン」等も参照しながら、中小企業者に対する説明や相談を受けた場合における丁寧な対応等を行うことが重要である。</u></p> <p>② 最適なソリューションの提案</p> <p>中小企業者の経営の目標の実現や課題の解決に向けて、メイン・非メイン先の別や、プロパー融資・信用保証協会保証付き融資の別にかかわ</p>	<p>金融機関は、中小企業者との信頼関係の構築に努めるとともに、開示・説明を受けた経営情報等を基に、中小企業者の経営の目標や課題を把握するように努める。その上で、中小企業者の経営の目標や課題を分析し、中小企業者のライフステージや事業の維持・発展の可能性の程度等を適切に見極める。</p> <p>また、中小企業者が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう適切に助言し、中小企業者がその実現・解決に向けて主体的に取り組むように促す。</p> <p>② 最適なソリューションの提案</p> <p>中小企業者の経営の目標の実現や課題の解決に向けて、メイン・非メイン先の別や、プロパー融資・信用保証協会保証付き融資の別にかかわ</p>

新	旧
<p>らず、中小企業者の<u>ライフステージ</u>や<u>地域経済の維持・成長</u>に向けて果たす役割等を適切に見極めた上で、<u>こうした個別の実情</u>に応じ、中小企業者の立場に立って、適時、能動的に最適なソリューションを提案する。その際、必要に応じ、他の金融機関、実務専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用する。特に、<u>将来的な財務内容・資金繰りの悪化</u>や、<u>後継者不在等による事業継続への懸念</u>を金融機関として予見する場合には、提供可能なソリューションについて予防的に情報提供を行う。</p> <p>③ 中小企業者に対する誠実な対応 (略)</p> <p>④ 予兆管理 中小企業者の平時から有事への移行は、自然災害や取引先の倒産等によって突発的に生じるだけでなく、<u>事業環境や社会環境の変化</u>、<u>経営者の高齢化や健康状態の変化等</u>に伴い段階的に生じることが十分に想定される。また、一般的に、有事への移行の初期段階であるほうが、金融機関が提供できるソリューションが多く、中小企業者が取り得る選択肢の幅も広い。従って、金融機関は、有事への段階的移行の兆候を把握することに努めるとともに、自ら有事への段階的移行過程にあることを認識していない中小企業者に対しても、必要に応じて、有事への段階的な移行過程にあることの認識を深めるよう働きかけ、事業改善計画の策定やその実行に関する主体的な取組みを促す。また、1.(2)④の助言を求められた場合には、事業改善計画策定支援(その後のフォローアップを含む。)や事業再構築に向けた支援を行うとともに、その過程で、課題が生じた場合には、その解決に向けて、実効性のある課題解決の方向性を提案する。</p>	<p>らず、中小企業者の<u>ライフステージ</u>等を適切に見極めた上で、<u>当該ライフステージ</u>等に応じ、中小企業者の立場に立って、適時、能動的に最適なソリューションを提案する。その際、必要に応じ、他の金融機関、実務専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用する。特に、<u>将来的な財務内容・資金繰りの悪化</u>を金融機関として予見する場合には、提供可能なソリューションについて予防的に情報提供を行う。</p> <p>③ 中小企業者に対する誠実な対応 (略)</p> <p>④ 予兆管理 中小企業者の平時から有事への移行は、自然災害や取引先の倒産等によって突発的に生じるだけでなく、<u>事業環境や社会環境の変化</u>に伴い段階的に生じることが十分に想定される。また、一般的に、有事への移行の初期段階であるほうが、金融機関が提供できるソリューションが多く、中小企業者が取り得る選択肢の幅も広い。従って、金融機関は、有事への段階的移行の兆候を把握することに努めるとともに、自ら有事への段階的移行過程にあることを認識していない中小企業者に対しても、必要に応じて、有事への段階的な移行過程にあることの認識を深めるよう働きかけ、事業改善計画の策定やその実行に関する主体的な取組みを促す。また、1.(2)④の助言を求められた場合には、事業改善計画策定支援(その後のフォローアップを含む。)や事業再構築に向けた支援を行うとともに、その過程で、課題が生じた場合には、その解決に向けて、実効性のある課題解決の方向性を提案する。</p>

新	旧
<p data-bbox="152 217 723 252">2. 有事における中小企業者と金融機関の対応</p> <p data-bbox="152 268 1111 635">中小企業者は、収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じたため、経営に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合(本ガイドラインにおいて「有事」という。)には、その置かれた状況に応じて、早期に経営改善を図るとともに、事業再生等を検討し実行することが望ましい。かかる考え方に基づき、平成13年の私的整理ガイドライン策定以降、有事に対応する各種の準則型私的整理手続が整備されてきたが、これまで私的整理手続を進めるにあたっては、中小企業者と金融機関のそれぞれの判断に拠っている面もあった。</p> <p data-bbox="152 651 1111 970">しかしながら、有事に至っている中小企業者が<u>円滑に事業再生等を図り、ひいては、経営資源の毀損・流出の防止を通じて地域経済の維持・成長につなげていく</u>にあたっては、中小企業者、金融機関双方がお互いの立場をよく認識し、共通の理解の下で、一体となって事業再生等に向けた取組みを進めていくことが重要である。よって、本項では、中小企業者の迅速かつ円滑な事業再生等を図るべく、中小企業者と金融機関が事業再生等に取り組む上での基本的な考え方を示すこととする。</p> <p data-bbox="152 1034 595 1069">(1)債務者である中小企業者の対応</p> <p data-bbox="183 1085 1111 1165">中小企業者は、有事に至った場合、原則的には以下の対応を行うことが求められる。</p> <p data-bbox="210 1181 763 1260">① 経営状況と財務状況の適時適切な開示等 (略)</p> <p data-bbox="210 1324 734 1404">② 本源的な収益力の回復に向けた取組み (略)</p>	<p data-bbox="1131 217 1702 252">2. 有事における中小企業者と金融機関の対応</p> <p data-bbox="1131 268 2089 635">中小企業者は、収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じたため、経営に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合(本ガイドラインにおいて「有事」という。)には、その置かれた状況に応じて、早期に経営改善を図るとともに、事業再生等を検討し実行することが望ましい。かかる考え方に基づき、平成13年の私的整理ガイドライン策定以降、有事に対応する各種の準則型私的整理手続が整備されてきたが、これまで私的整理手続を進めるにあたっては、中小企業者と金融機関のそれぞれの判断に拠っている面もあった。</p> <p data-bbox="1131 651 2089 922">しかしながら、有事に至っている中小企業者が<u>円滑に事業再生等を図って</u>いくにあたっては、中小企業者、金融機関双方がお互いの立場をよく認識し、共通の理解の下で、一体となって事業再生等に向けた取組みを進めていくことが重要である。よって、本項では、中小企業者の迅速かつ円滑な事業再生等を図るべく、中小企業者と金融機関が事業再生等に取り組む上での基本的な考え方を示すこととする。</p> <p data-bbox="1131 1034 1574 1069">(1)債務者である中小企業者の対応</p> <p data-bbox="1162 1085 2089 1165">中小企業者は、有事に至った場合、原則的には以下の対応を行うことが求められる。</p> <p data-bbox="1189 1181 1742 1260">① 経営状況と財務状況の適時適切な開示等 (略)</p> <p data-bbox="1189 1324 1713 1404">② 本源的な収益力の回復に向けた取組み (略)</p>

新	旧
<p>③ 事業再生計画の策定 (略)</p> <p>④ 有事における段階的対応 有事における対応は、中小企業者を取り巻く事業環境のみならず、事業再生計画、金融支援及びスポンサー支援の有無やその内容によって様々であり、そのあり方や推移の態様は一様ではなく、必ずしも下記イからロ、ハ、ニと順番に推移するものではないが、以下に典型的な段階とそれに応じた必要な対応を記載する。</p> <p>イ 返済猶予等の条件緩和が必要な段階 (略)</p> <p>ロ 債務減免等の抜本的な金融支援が必要な段階 (略)</p> <p>ハ 上記イ、ロの対応策を講じてもなお事業再生が困難な場合 (略)</p> <p>ニ 上記イ、ロ、ハの対応策を講じてもなお事業再生が困難な場合 中小企業者は、条件緩和や債務減免等の金融支援を受け、収益力の回復に努めてもなお、赤字が継続し、資金流出を止めることができないときには、<u>廃業</u>を検討する。 具体的には、スポンサー支援により赤字を脱却し事業継続を図ることができる場合には、スポンサーへの事業譲渡等も検討することとし、スポンサー支援も得られる見込みのない場合には、早期に事業を廃止し、清算することを検討する。</p>	<p>③ 事業再生計画の策定 (略)</p> <p>④ 有事における段階的対応 有事における対応は、中小企業者を取り巻く事業環境のみならず、事業再生計画、金融支援及びスポンサー支援の有無やその内容によって様々であり、そのあり方や推移の態様は一様ではなく、必ずしも下記イからロ、ハ、ニと順番に推移するものではないが、以下に典型的な段階とそれに応じた必要な対応を記載する。</p> <p>イ 返済猶予等の条件緩和が必要な段階 (略)</p> <p>ロ 債務減免等の抜本的な金融支援が必要な段階 (略)</p> <p>ハ 上記イ、ロの対応策を講じてもなお事業再生が困難な場合 (略)</p> <p>ニ 上記イ、ロ、ハの対応策を講じてもなお事業再生が困難な場合 中小企業者は、条件緩和や債務減免等の金融支援を受け、収益力の回復に努めてもなお、赤字が継続し、資金流出を止めることができないときには、<u>事業廃止(廃業)</u>を検討する。 具体的には、スポンサー支援により赤字を脱却し事業継続を図ることができる場合には、スポンサーへの事業譲渡等も検討することとし、スポンサー支援も得られる見込みのない場合には、早期に事業を廃止し、清算することを検討する。</p>

新	旧
<p><u>注 なお、自社の財務状況や事業内容に関する今後の見通し、事業環境や社会環境の変化、経営者の高齢化や健康状態の変化等を幅広く加味した上で、早期に債務減免等の抜本的な金融支援の要請や事業承継、事業譲渡を含めたスポンサー支援の要請、廃業を決断することにより、経営者自身の生活や従業員の雇用等に発生する影響(残存資産等)が軽減され、係る経営者や従業員、債権者である金融機関をはじめとする関係者にとって望ましい結果となることが想定される場合には、上記に規定する対応を段階的に講じているか否かにかかわらず、係る早期決断に向けた検討や経営判断を行う選択肢(上記に規定する対応のうち複数の対応の同時並行的な実施に係るものも含む。)も排除されるものではない。</u></p> <p>(2)債権者である金融機関の対応</p> <p>金融機関は、中小企業者が有事に至った場合、原則的には以下の対応を行うことが求められる。なお、信用保証協会、金融機関から債権を譲り受けたサービスー等、貸金業者、リース債権者においても、同様の対応を行うことが望ましい。</p> <p>① 事業再生計画の策定支援 (略)</p> <p>② 専門家を活用した支援 (略)</p> <p>③ 有事における段階的対応</p> <p>中小企業者が、2.(1)①の適切な情報開示、②の本源的な収益力の回復、③の事業再生計画の策定等に向けて誠実に取り組んでいる場合には、中小企業者の置かれた状況に応じて、以下のような対応を検討す</p>	<p>(追加)</p> <p>(2)債権者である金融機関の対応</p> <p>金融機関は、中小企業者が有事に至った場合、原則的には以下の対応を行うことが求められる。なお、信用保証協会、金融機関から債権を譲り受けたサービスー等、貸金業者、リース債権者においても、同様の対応を行うことが望ましい。</p> <p>① 事業再生計画の策定支援 (略)</p> <p>② 専門家を活用した支援 (略)</p> <p>③ 有事における段階的対応</p> <p>中小企業者が、2.(1)①の適切な情報開示、②の本源的な収益力の回復、③の事業再生計画の策定等に向けて誠実に取り組んでいる場合には、中小企業者の置かれた状況に応じて、以下のような対応を検討す</p>

新	旧
<p>る。</p> <p>イ 中小企業者から条件緩和の申出を受けた場合 (略)</p> <p>ロ 中小企業者から債務減免等の申出を受けた場合 (略)</p> <p>ハ 上記イ、ロの対応策を講じてもなお、中小企業者の事業再生が困難で、中小企業者から、スポンサー支援を求める旨の申出を受けた場合 中小企業者の意向を踏まえつつ、適切なスポンサー支援の探索に<u>協力するとともに、必要に応じて、経営資源の毀損・流出の防止を通じて地域経済の維持・成長に資する観点から、経営資源の集約化等に向けたソリューションの提供にも努めることとする。</u></p> <p>ニ 中小企業者から廃業の申出を受けた場合 中小企業者から廃業の申出があった場合は、スポンサーへの事業譲渡による事業継続可能性も検討しつつ、中小企業者の再起に向けた適切な助言や中小企業者が廃業を選択するにあたっての取引先対応を含めた円滑な処理等への協力を含め、中小企業者自身や経営者を含む関係者にとって望ましいソリューション(第三部「5. 廃業型私的整理手続」の適用を含む。)を提供するよう努める。その際、中小企業者の納得性を高めるための十分な説明に努めることとする。</p> <p>注 なお、<u>中小企業者の財務状況や事業内容に関する今後の見通し、事業環境や社会環境の変化、経営者の高齢化や健康状態の変化等を幅広く加味した上で、当該中小企業者が早期に債務減免等の抜本的な金融支援の要請や事業承継、事業譲渡を含めたスポンサー支援の要</u></p>	<p>る。</p> <p>イ 中小企業者から条件緩和の申出を受けた場合 (略)</p> <p>ロ 中小企業者から債務減免等の申出を受けた場合 (略)</p> <p>ハ 上記イ、ロの対応策を講じてもなお、中小企業者の事業再生が困難で、中小企業者から、スポンサー支援を求める旨の申出を受けた場合 中小企業者の意向を踏まえつつ、適切なスポンサー支援の探索に<u>可能な範囲で協力することが期待される。</u></p> <p>ニ 中小企業者から廃業の申出を受けた場合 中小企業者から廃業の申出があった場合は、スポンサーへの事業譲渡による事業継続可能性も検討しつつ、中小企業者の再起に向けた適切な助言や中小企業者が廃業を選択するにあたっての取引先対応を含めた円滑な処理等への協力を含め、中小企業者自身や経営者を含む関係者にとって望ましいソリューション(第三部「5. 廃業型私的整理手続」の適用を含む。)を提供するよう努める。その際、中小企業者の納得性を高めるための十分な説明に努めることとする。</p> <p>(追加)</p>

新	旧
<p>請、廃業を決断することにより、経営者自身の生活や従業員の雇用等に発生する影響(残存資産等)が軽減され、係る経営者や従業員、債権者である金融機関をはじめとする関係者にとって望ましい結果となることが想定される場合には、上記に規定する対応を段階的に講じているか否かにかかわらず、係る早期決断に向けた検討や経営判断を行う選択肢(上記に規定する対応のうち複数の対応の同時並行的な実施に係るものも含む。)を当該中小企業者に提案することも排除されない。</p> <p>3. 私的整理検討時の留意点 (略)</p> <p>4. 事業再生計画成立後のフォローアップ (略)</p>	<p>3. 私的整理検討時の留意点 (略)</p> <p>4. 事業再生計画成立後のフォローアップ (略)</p>
<p style="text-align: center;">< 第三部 > 中小企業の事業再生等のための私的整理手続 (中小企業版私的整理手続) (略)</p>	<p style="text-align: center;">< 第三部 > 中小企業の事業再生等のための私的整理手続 (中小企業版私的整理手続) (略)</p>
<p>< 附則 > 1. 本ガイドラインは、令和4年4月15日から適用する。 令和6年1月の本ガイドラインの一部改定については、令和6年4月1日から適用する。 令和8年3月の本ガイドラインの一部改定については、令和8年4月1日から適用する。</p>	<p>< 附則 > 1. 本ガイドラインは、令和4年4月15日から適用する。 令和6年1月の本ガイドラインの一部改定については、令和6年4月1日から適用する。</p>

新	旧
<p>2. 本ガイドラインに基づく取扱いを円滑に実施するため、中小企業者、金融機関及び行政機関等は、広く周知等が行われるよう所要の態勢整備に早急に取り組むとともに、各々の準備が整い次第、本ガイドラインに即した対応を開始することとする。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>2. 本ガイドラインに基づく取扱いを円滑に実施するため、中小企業者、金融機関及び行政機関等は、広く周知等が行われるよう所要の態勢整備に早急に取り組むとともに、各々の準備が整い次第、本ガイドラインに即した対応を開始することとする。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

令和8年3月改定版「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」Q&Aの新旧対照表

新	旧
<p>【総論・第一部 本ガイドラインの目的等】 Q1～4（略）</p> <p>【第二部 中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方】 (平時における中小企業者と金融機関の対応) Q5（略）</p> <p>Q6 1. (2)②に「適時適切な情報開示等による経営の透明性確保」とありますが、中小企業版私的整理手続の開始前や一時停止の要請前に、中小企業者による財産状況等の不正確な開示があった場合は、本手続を利用することはできないのでしょうか。</p> <p>A. <u>中小企業者が財産状況等について適時適切に開示することは、「平時」であるか「有事」であるかにかかわらず金融機関による融資や伴走支援を引き出すためにも、一般的に求められるものであり、中小企業版私的整理手続の開始後や一時停止の要請後の行為に限定されるものではありません(第二部1. (2)②、2. (1)①参照)</u>。他方、<u>本ガイドラインによる中小企業版私的整理手続の開始前や一時停止の要請前に不正確な情報開示があったことなどをもって直ちに中小企業版私的整理手続の利用(及び経営者保証契約を締結している場合は経営者保証に関するガイドラインの利用)が否定されるものではなく、当該中小企業者が実際に本手続の適用対象となるかどうか(第三部3. (1)②、(2)③参照)については、不正確な開示の金額やその態様、不正確な情報開示等に至った動機やその経過の中で生じている事態の悪質性、早期に事業再生や事業承継、スポンサーハ</u></p>	<p>【総論・第一部 本ガイドラインの目的等】 Q1～4（略）</p> <p>【第二部 中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方】 (平時における中小企業者と金融機関の対応) Q5（略）</p> <p>Q6 1. (2)②に「適時適切な情報開示等による経営の透明性確保」とありますが、中小企業版私的整理手続の開始前や一時停止の要請前に、中小企業者による財産状況等の不正確な開示があった場合は、本手続を利用することはできないのでしょうか。</p> <p>A. <u>中小企業者が財産状況等について適時適切に開示していることという要件は、中小企業版私的整理手続の開始後や一時停止の要請後の行為に限定されるものではありません。中小企業版私的整理手続の開始前や一時停止の要請前にかかわらず、「平時」から適時適切かつ誠実な開示に努めることが求められています。</u>他方、<u>中小企業版私的整理手続の開始前において、不正確な情報開示があったことなどをもって直ちに中小企業版私的整理手続の利用が否定されるものではなく、不正確な開示の金額及びその態様並びに不正確な情報開示等に至った動機の悪質性といった点を総合的に勘案して判断すべきと考えられます。</u></p>

新	旧
<p><u>の事業譲渡、廃業を決断することが経営者自身のみならず債権者や従業員等の関係者も含めてその悪影響を防止すること</u>といった点を総合的に勘案して判断すべきと考えられます。</p> <p>Q7～9（略）</p> <p><u>Q9-2 将来、仮に事業再生や事業承継、廃業等に向けた検討や決断を行う場合に、金融機関による真摯な伴走支援や協調行動を引き出すためにも、平時から避けておくべき経営行動としてどのようなものがありますか。</u></p> <p><u>A. 例えば、少なくとも以下のような経営行動は避けておくと、有事の際に金融機関による真摯な伴走支援や協調行動を引き出しやすくなるものと想定されます。</u></p> <p><u>(例1)金融機関に対して経営状況や財務状況を開示せず、又は、虚偽の報告(粉飾決算等)を行うこと</u></p> <p><u>(例2)経営者と中小企業者の資産を一体的に運用すること(例えば、経営者が個人で融資を受けて事業資金として流用する等)</u></p> <p><u>また、金融機関においても、必要に応じて金融庁「金融機関における粉飾等予兆管理態勢の高度化に向けたモニタリングレポート(2025)」(令和7年6月)等も参照しながら、信用リスクの適切な管理と融資規律の維持を図りつつ、中小企業者との真摯なコミュニケーションに努めることが望ましいものと考えられます。</u></p> <p>(有事における中小企業者と金融機関の対応)</p>	<p>Q7～9（略）</p> <p>(追加)</p> <p>(有事における中小企業者と金融機関の対応)</p>

新	旧
<p>Q10～15（略）</p> <p>Q15-2 2.(2)③ハに「<u>経営資源の毀損・流出の防止を通じて地域経済の維持・成長に資する観点から、経営資源の集約化等に向けたソリューションの提供にも努めることとする。</u>」とありますが、<u>具体的にはどのようなソリューションの提供が考えられますか。</u></p> <p><u>A. 事業再生等のためにスポンサーへの事業譲渡等を進める場合には、当該事業が引き続きその地域において存続し成長することにより、地域経済の維持・成長との両立は十分に可能と考えられます。</u></p> <p><u>例えば、近年では、中小企業者の事業再生に際して、再生企業等の集約化・統合を実施する事業会社やファンド等がスポンサー支援を行うことの有効性も論じられており(注)、こうした形での事業譲渡等を実施することも、地域経済の維持・成長のために経営資源を地域に残していくための有益な方法の一つであるものと考えられます。</u></p> <p><u>注 例えば、中小企業庁 中小企業政策審議会金融小委員会(第15回)では、こうした経営資源の集約化の有効性の指摘や事例の解説がなされています。</u></p>	<p>Q10～15（略）</p> <p>(追加)</p>
<p>Q16～17（略）</p> <p>【第三部 中小企業の事業再生等のための私的整理手続】</p> <p>Q18～29（略）</p> <p>(第三者支援専門家)</p>	<p>Q16～17（略）</p> <p>【第三部 中小企業の事業再生等のための私的整理手続】</p> <p>Q18～29（略）</p> <p>(第三者支援専門家)</p>

新			旧		
Q30 (略)			Q30 (略)		
<p>Q31 第三者支援専門家の要件として、「再生型私的整理手続及び廃業型私的整理手続を遂行する適格性を有し、その適格認定を得たもの」とありますが、認定要件とはどのようなものですか。</p> <p>A. 本研究会が以下の認定要件を定めています。同要件に照らし、全国本部及び実務家協会においては、該当する者をQ30の第三者支援専門家候補者リストに掲載しています。なお、対象債権者全員から同意を得た場合は、下記の両団体の掲載するリストにない第三者支援専門家を選定することも可能です。また、以下の表の「認定要件」欄の「第三者支援専門家補佐人」については、Q33-2以下を参照して下さい。</p>			<p>Q31 第三者支援専門家の要件として、「再生型私的整理手続及び廃業型私的整理手続を遂行する適格性を有し、その適格認定を得たもの」とありますが、認定要件とはどのようなものですか。</p> <p>A. 本研究会が以下の認定要件を定めています。同要件に照らし、全国本部及び実務家協会においては、該当する者をQ30の第三者支援専門家候補者リストに掲載しています。なお、対象債権者全員から同意を得た場合は、下記の両団体の掲載するリストにない第三者支援専門家を選定することも可能です。また、以下の表の「認定要件」欄の「第三者支援専門家補佐人」については、Q33-2以下を参照して下さい。</p>		
作成者	金融支援の区分	認定要件	作成者	金融支援の区分	認定要件
全国本部	債務減免等 及び 債務返済猶予 (※4)	①平成28年4月以降に中小企業活性化協議会(旧称「中小企業再生支援協議会」。以下同じ。)において債務減免等(金融債務の減免その他債務の資本化等(DESを含む。))。以下同じ。)の案件における調査報告書の作成経験が2件以上あり、全国本部が確認した者 又は ②以下のいずれかの経験の合計が3件以上あり、全国本部が確認した者(※1) (ただし、別紙2の方法により経験件数	全国本部	債務減免等 及び 債務返済猶予	①平成28年4月以降に中小企業活性化協議会(旧称「中小企業再生支援協議会」。以下同じ。)において債務減免等(金融債務の減免その他債務の資本化等(DESを含む。))。以下同じ。)の案件における調査報告書の作成経験が2件以上あり、全国本部が確認した者 又は ②以下のいずれかの経験の合計が3件以上あり、全国本部が確認した者(※1) ア 本手続に基づく第三者支援専門家補

新		旧	
	<p><u>をカウントすることを妨げない)</u></p> <p>ア 本手続に基づく第三者支援専門家補佐人(全国本部が作成したリストから選任された第三者支援専門家によって選任された者に限る)として調査報告書を作成した経験(ただし再生型私的整理手続の債務減免等の案件に限る)</p> <p>イ 中小企業活性化協議会の再生支援において、全国本部又は実務家協会が作成したリストに掲載された第三者支援専門家の候補者が協議会外部専門家(※2)として個別支援チームに参画している場合に、協議会外部専門家補佐人として調査報告書を作成した経験(ただし金融支援の内容として債権放棄等の要請を含む案件に限る)</p>		<p>佐人(全国本部が作成したリストから選任された第三者支援専門家によって選任された者に限る)の経験(ただし再生型私的整理手続の債務減免等の案件に限る)</p> <p>イ 中小企業活性化協議会の再生支援において、全国本部又は実務家協会が作成したリストに掲載された第三者支援専門家の候補者が協議会外部専門家(※2)として個別支援チームに参画している場合に、協議会外部専門家補佐人として調査報告書を作成した経験(ただし金融支援の内容として債権放棄等の要請を含む案件に限る)</p>
債務返済猶予 (※4)	<p>①平成28年4月以降に、常勤として中小企業活性化協議会において統括責任者／統括責任者補佐経験が2年以上あり、全国本部が確認した者(※3)</p> <p>又は</p> <p>②平成28年4月以降に、常勤として全国本部の事業再生プロジェクトマネージャー経験が2年以上あり、全国本部が</p>	債務返済猶予	<p>①平成28年4月以降に、常勤として中小企業活性化協議会において統括責任者／統括責任者補佐経験が2年以上あり、全国本部が確認した者(※3)</p> <p>又は</p> <p>②平成28年4月以降に、常勤として全国本部の事業再生プロジェクトマネージャー経験が2年以上あり、全国本部が</p>

新			旧		
		<p>確認した者(※3)</p> <p>又は</p> <p>③以下のいずれかの経験の合計が3件以上あり、全国本部が確認した者(※1) (ただし、別紙2の方法により経験件数をカウントすることを妨げない)</p> <p>ア 本手続に基づく第三者支援専門家補佐人(全国本部が作成したリストから選任された第三者支援専門家によって選任された者に限る)として<u>調査報告書</u>を作成した経験(ただし再生型私的整理手続の案件に限る)</p> <p>イ 中小企業活性化協議会の再生支援において、全国本部又は実務家協会が作成したリストに掲載された第三者支援専門家の候補者が協議会外部専門家として個別支援チームに参画している場合に、協議会外部専門家補佐人として<u>調査報告書</u>を作成した経験(ただし、プレ再生計画案件を除く)</p>			<p>確認した者(※3)</p> <p>又は</p> <p>③以下のいずれかの経験の合計が3件以上あり、全国本部が確認した者(※1)</p> <p>ア 本手続に基づく第三者支援専門家補佐人(全国本部が作成したリストから選任された第三者支援専門家によって選任された者に限る)の<u>経験</u>(ただし再生型私的整理手続の案件に限る)</p> <p>イ 中小企業活性化協議会の再生支援において、全国本部又は実務家協会が作成したリストに掲載された第三者支援専門家の候補者が協議会外部専門家として個別支援チームに参画している場合に、協議会外部専門家補佐人として、<u>調査報告書</u>を作成した経験(ただし、プレ再生計画案件を除く)</p>
実務家協会	債務減免等及び債務返済猶予(※4)	<p>①事業再生ADRの手続実施者、手続実施者補佐人の資格を有する者</p> <p>又は</p> <p>②事業再生ADRの手続実施者補助者の</p>	実務家協会	債務減免等及び債務返済猶予	<p>①事業再生ADRの手続実施者、手続実施者補佐人の資格を有する者</p> <p>又は</p> <p>②事業再生ADRの手続実施者補助者の</p>

新			旧		
		<p>経験があり、実務家協会が確認した者 又は</p> <p>③本手続に基づく第三者支援専門家補佐人(実務家協会が作成したリストから選任された第三者支援専門家によって選任された者に限る)として調査報告書を作成した経験(ただし再生型私的整理手続の債務減免等の案件に限る)が3件以上あり、実務家協会が確認した者(※1)(ただし、別紙2の方法により経験件数をカウントすることを妨げない)</p>			<p>経験があり、実務家協会が確認した者 又は</p> <p>③本手続に基づく第三者支援専門家補佐人(実務家協会が作成したリストから選任された第三者支援専門家によって選任された者に限る)の経験(ただし再生型私的整理手続の債務減免等の案件に限る)が3件以上あり、実務家協会が確認した者(※1)</p>
	債務返済猶予(※4)	<p>○本手続に基づく第三者支援専門家補佐人(実務家協会が作成したリストから選任された第三者支援専門家によって選任された者に限る)として調査報告書を作成した経験(ただし再生型私的整理手続の案件に限る)が3件以上あり、実務家協会が確認した者(※1)(ただし、別紙2の方法により経験件数をカウントすることを妨げない)</p>		債務返済猶予	<p>○本手続に基づく第三者支援専門家補佐人(実務家協会が作成したリストから選任された第三者支援専門家によって選任された者に限る)の経験(ただし再生型私的整理手続の案件に限る)が3件以上あり、実務家協会が確認した者(※1)</p>
<p>※1 第三者支援専門家補佐人・協議会外部専門家補佐人の経験件数のカウント方法については別紙 1 を参照。</p>			<p>※1 第三者支援専門家補佐人・協議会外部専門家補佐人の経験件数のカウント方法等は別紙 1、2 を参照。</p>		

新	旧
<p>※2 「中小企業活性化協議会実施基本要領」において「外部専門家」として定められている者。ガイドラインにおける「外部専門家」と区別するため、このQ&Aにおいては「協議会外部専門家」と記載します。また、「中小企業活性化協議会実施基本要領 別冊2」において「外部専門家補佐人」として定められている者は、同様に「協議会外部専門家補佐人」と記載します。</p> <p>※3 既に中小企業活性化協議会或いは全国本部での常勤勤務が終了しており、第三者支援専門家としての対応が可能な者。</p> <p>※4 <u>DDSは、Q58の記載にかかわらず、「債務減免等の案件」ではなく、一律「債務返済猶予の案件」としてカウントする。</u></p>	<p>※2 中小企業活性化協議会実施基本要領において「外部専門家」として定められている者。ガイドラインにおける「外部専門家」と区別するため、このQ&Aにおいては「協議会外部専門家」と記載します。また、中小企業活性化協議会実施基本要領別冊2において「外部専門家補佐人」として定められている者は、同様に「協議会外部専門家補佐人」と記載します。</p> <p>※3 既に中小企業活性化協議会或いは全国本部での常勤勤務が終了しており、第三者支援専門家としての対応が可能な者。</p>
<p>Q32～Q33（略）</p>	<p>Q32～Q33（略）</p>
<p>Q33-2 第三者支援専門家補佐人の役割とはなんですか。</p> <p>A. 第三者支援専門家補佐人とは、本手続において選任された第三者支援専門家が、自らの専門外の意見を求められた場合や補足的に他の専門家の補助を得ることが適当と判断する場合に第三者支援専門家の責任において選任ができる専門家です。<u>再生型で数値計画の検証が必要となる場合や再生型や廃業型でスポンサーへの事業譲渡を伴う場合で、第三者支援専門家に公認会計士が選任されていないときは、第三者支援専門家補佐人として公認会計士を選任するべきと考えられます。</u></p> <p><u>また、第三者支援専門家が遠方の案件に携わる場合、当該地域の専門家を選任する等の対応も考えられます。</u></p>	<p>Q33-2 第三者支援専門家補佐人の役割とはなんですか。</p> <p>A. 第三者支援専門家補佐人とは、本手続において選任された第三者支援専門家が、自らの専門外の意見を求められた場合や補足的に他の専門家の補助を得ることが適当と判断する場合に第三者支援専門家の責任において選任ができる専門家です。</p> <p>第三者支援専門家が遠方の案件に携わる場合、当該地域の専門家を選任する等の対応も考えられます。</p>

新	旧
<p>Q33-3~Q34 (略)</p> <p>Q35 第三者支援専門家が中小企業者及び対象債権者との間に利害関係を有しないことをどのように確認しますか。その時点はいつを基準にしますか。</p> <p>A. 第三者支援専門家が、中小企業者や対象債権者と委任契約等を締結していないことなど、利害関係を有しないことの確認書等を提出することによって確認します。(参考1-1参照)</p> <p>なお、「利害関係を有しないこと」の確認時点については、原則、第三者支援専門家の選任時点において利害関係を有しないことで足り、過去に中小企業者又は対象債権者と委任契約等を締結していたことがあったとしても選任時点において委任契約等を締結していない場合には、利害関係を有しないと判断してよいと考えられます。</p>	<p>Q33-3~Q34 (略)</p> <p>Q35 第三者支援専門家が中小企業者及び対象債権者との間に利害関係を有しないことをどのように確認しますか。その時点はいつを基準にしますか。</p> <p>A. 第三者支援専門家が、中小企業者や対象債権者と委任契約等を締結していないことなど、利害関係を有しないことの確認書等を提出することによって確認します。</p> <p>なお、「利害関係を有しないこと」の確認時点については、原則、第三者支援専門家の選任時点において利害関係を有しないことで足り、過去に中小企業者又は対象債権者と委任契約等を締結していたことがあったとしても選任時点において委任契約等を締結していない場合には、利害関係を有しないと判断してよいと考えられます。</p>
<p>Q36~Q42 (略)</p> <p>Q43 第三者支援専門家になろうとする者は、第三者支援専門家に就任した際や案件終了時に、<u>全国本部及び実務家協会</u>に対して、報告することが必要でしょうか。</p> <p>A. 第三者支援専門家(ただし、同一案件に複数の第三者支援専門家が選任されている場合には、代表者1名のみ)は、<u>全国本部及び実務家協会</u>に対し、以下のような報告を行ってください。また、リストにない第三者支援専門家が選任されている場合には、当該第三者支援専門家(ただし、同一案件に複数の第三者支援専門家が選任されている場合には、代表者1名の</p>	<p>Q36~Q42 (略)</p> <p>Q43 第三者支援専門家になろうとする者は、第三者支援専門家に就任した際や案件終了時に、<u>全国本部又は実務家協会</u>に対して、報告することが必要でしょうか。</p> <p>A. 第三者支援専門家(ただし、同一案件に複数の第三者支援専門家が選任されている場合には、代表者1名のみ)は、<u>当該第三者支援専門家候補者リストが掲載されている全国本部又は実務家協会</u>に対し、以下のような報告を行ってください。<u>ただし、当該第三者支援専門家が全国本部及び実務家協会双方の第三者支援専門家候補者リストに掲載されている場合に</u></p>

新	旧
<p>み)が全国本部及び実務家協会に対し同様の報告してください。</p> <p>なお、この報告は、全国本部及び実務家協会において本手続に基づく第三者支援専門家補佐人の経験件数及び本ガイドラインの活用実績を把握することを目的としております。</p> <p>➤ 個別事案における第三者支援専門家に就任する際、①受任した案件における中小企業者の所在都道府県、②その他の第三者支援専門家の氏名及び選定した第三者支援専門家補佐人の氏名を報告する。</p> <p>➤ 本手続実施中に新たに第三者支援専門家や第三者支援専門家補佐人を追加した場合、追加された第三者支援専門家や第三者支援専門家補佐人の氏名を報告する。</p> <p>➤ 個別案件終了時に案件が終了した旨を報告する。<u>(なお、係る報告が速やかに行われるよう、外部専門家や債権者である金融機関においても、可能な範囲で第三者支援専門家に早期の報告を要請することが望ましい。)</u></p> <p>(再生型私的整理手続)</p> <p>Q44 4.(1)③で、事業再生計画策定の支援開始にあたり主要債権者の意向も踏まえるとされていますが、どの程度の確認がなされますか。(廃業型私的整理手続における5.(1)②について同じ)</p> <p>A. <u>第三者支援専門家(廃業型私的整理手続において、第三者支援専門家を選任していない場合は外部専門家)は、主要債権者の意向を確認して、手</u></p>	<p>は、双方に報告してください。また、リストにない第三者支援専門家が選任されている場合には、当該第三者支援専門家(ただし、同一案件に複数の第三者支援専門家が選任されている場合には、代表者1名のみ)が全国本部又は実務家協会に対し同様の報告してください。</p> <p>なお、この報告は、全国本部及び実務家協会において本手続に基づく第三者支援専門家補佐人の経験件数及び本ガイドラインの活用実績を把握することを目的としております。</p> <p>➤ 個別事案における第三者支援専門家に就任する際、①受任した案件における中小企業者の所在都道府県、②その他の第三者支援専門家の氏名及び選定した第三者支援専門家補佐人の氏名を報告する。</p> <p>➤ 本手続実施中に新たに第三者支援専門家や第三者支援専門家補佐人を追加した場合、追加された第三者支援専門家や第三者支援専門家補佐人の氏名を報告する。</p> <p>➤ 個別案件終了時に案件が終了した旨を報告する。</p> <p>(再生型私的整理手続)</p> <p>Q44 4.(1)③で、事業再生計画策定の支援開始にあたり主要債権者の意向も踏まえるとされていますが、どの程度の確認がなされますか。(廃業型私的整理手続における5.(1)②について同じ)</p> <p>A. 中小企業者の資産負債及び損益の状況の調査検証や計画策定支援を開始することが不相当ではないかどうかを判断するための意向確認ですの</p>

新	旧
<p>続を開始する必要があります(その際、主要債権者の意向確認後に、事業再生計画策定の支援等の開始を決定した旨の通知書を第三者支援専門家等から対象債権者へ送付することが望ましいと考えられます。参考1-2、1-3、1-4参照)。中小企業者の資産負債及び損益の状況の調査検証や計画策定支援を開始することが不相当ではないかどうかを判断するための意向確認ですので、その後策定される具体的な計画案への同意の可能性までを確認する必要はありません。主要債権者が本手続を利用して当該中小企業者の事業の再生(廃業)の検討を進めていくことに対して否定的でないことが確認されれば足りると考えられます。</p>	<p>で、その後策定される具体的な計画案への同意の可能性までを確認する必要はありません。主要債権者が本手続を利用して当該中小企業者の事業の再生(廃業)の検討を進めていくことに対して否定的でないことが確認されれば足りると考えられます。</p>
<p>Q45 (略)</p>	<p>Q45 (略)</p>
<p>Q46 4.(2)の「一時停止の要請」はどのような内容でしょうか。 A.全ての対象債権者に対して、一定の期間の元金又は元利金の返済の猶予を要請するとともに、以下の行為を差し控えるよう要請します。(参考2-1、2-2参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 要請時における「与信残高」(手形貸付・証書貸付・当座貸越等の残高)を減らすこと ② 弁済の請求・受領、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなすこと ③ 追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産処理手続の申立てをすること <p>また、第三者支援専門家の判断により、対象債権者が中小企業者に対して有する債権の状況(債権残高、金利、物的担保・人的担保(保証)による</p>	<p>Q46 4.(2)の「一時停止の要請」はどのような内容でしょうか。 A.全ての対象債権者に対して、一定の期間の元金返済の猶予を要請するとともに、以下の行為を差し控えるよう要請します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 要請時における「与信残高」(手形貸付・証書貸付・当座貸越等の残高)を減らすこと ② 弁済の請求・受領、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなすこと ③ 追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産処理手続の申立てをすること <p>また、第三者支援専門家の判断により、対象債権者が中小企業者に対して有する債権の状況(債権残高、金利、物的担保・人的担保(保証)による</p>

新	旧
<p>保全の有無等)を第三者支援専門家に対して届け出るよう要請する場合があります。</p> <p>Q47 4.(2)の「一時停止の要請」はどのように行うのでしょうか。「一時停止の要請」の期間(終期)は明示する必要がありますか。また、その期間(終期)を延長することはできるのでしょうか。</p> <p>A.中小企業者が第三者支援専門家の確認を経た上で、全ての対象債権者に対し同時に書面により行う必要があります。「一時停止の要請」書面には、主要債権者の意向も踏まえて第三者支援専門家(その氏名を含む)が手続を開始した旨等を記載することが望ましいと考えられます。なお、書面には、一時停止の要請期間の終期を明示する必要があります。期間は原則として3～6か月程度としていますが、主要債権者と協議する等し、ケースバイケースで判断することとなります。(参考2-1、2-2参照)</p> <p>また、中小企業者は、必要がある場合には、第三者支援専門家の確認を経た上で、全ての対象債権者に対し同時に延長の必要性についての合理的な理由等の記載がある書面により、一時停止の終期の延長を要請することも可能であり、対象債権者は、この要請についても、誠実に対応するものとします。</p> <p>Q48. 4.(2)③の「再生の基本方針」とは、何を指していますか。</p> <p>A.予想される対象債権者の権利の変更の内容及び利害関係人の協力の見込みなど、再生に向けての基本方針を指します。事業継続、再生の見通し及び利害関係人から手続遂行について協力を得られる見込み等に関して記載された書面が提出されることが想定されていますが、予想される対</p>	<p>保全の有無等)を第三者支援専門家に対して届け出るよう要請する場合があります。</p> <p>Q47 4.(2)の「一時停止の要請」はどのように行うのでしょうか。「一時停止の要請」の期間(終期)は明示する必要がありますか。また、その期間(終期)を延長することはできるのでしょうか。</p> <p>A.中小企業者が第三者支援専門家の確認を経た上で、全ての対象債権者に対し同時に書面により行う必要があります。「一時停止の要請」書面には、主要債権者の意向も踏まえて第三者支援専門家(その氏名を含む)が手続を開始した旨等を記載することが望ましいと考えられます。なお、書面には、一時停止の要請期間の終期を明示する必要があります。期間は原則として3～6か月程度としていますが、主要債権者と協議する等し、ケースバイケースで判断することとなります。</p> <p>また、中小企業者は、必要がある場合には、第三者支援専門家の確認を経た上で、全ての対象債権者に対し同時に延長の必要性についての合理的な理由等の記載がある書面により、一時停止の終期の延長を要請することも可能であり、対象債権者は、この要請についても、誠実に対応するものとします。</p> <p>Q48. 4.(2)③の「再生の基本方針」とは、何を指していますか。</p> <p>A.予想される対象債権者の権利の変更の内容及び利害関係人の協力の見込みなど、再生に向けての基本方針を指します。事業継続、再生の見通し及び利害関係人から手続遂行について協力を得られる見込み等に関して記載された書面が提出されることが想定されていますが、予想される対</p>

新	旧
<p>象債権者の権利の変更の内容として、事業再生計画案における債務減免等に関する具体的な数値(計画案における弁済率及び弁済期間等)の記載までは必要ありません。(参考2-1、2-2参照)</p>	<p>象債権者の権利の変更の内容として、事業再生計画案における債務減免等に関する具体的な数値(計画案における弁済率及び弁済期間等)の記載までは必要ありません。</p>
<p>Q49～Q52 (略)</p>	<p>Q49～Q52 (略)</p>
<p>Q53 4.(3)①の「相当の期間」とは、どのくらいの期間が想定されていますか。</p> <p>A.事業再生計画案を作成するまでの期間は、原則、第三者支援専門家による支援等の開始時点から3～6か月が想定されます(開始時点は、Q44も参照しながら、4.(1)③の規定に沿って主要債権者の意向を確認して支援を開始した時点になります。)。ただし、中小企業者の事業内容、窮境原因の把握とその解消方法の立案やこれに伴う事業再生計画案作成の難易度、債務減免等の内容などによってケースバイケースとなり、上記の期間より長くなるケースもあり得る一方で、いわゆるプレパッケージ型など、対象債権者と事前の調整が進んでいるケースなどではこれより短いことも想定されます。このように、ケースバイケースであることも考慮し、本手続の開始時点において、中小企業者が想定されるスケジュールを事前に説明しておくことが対象債権者の予測可能性の観点からも望ましいと考えられます。</p>	<p>Q53 4.(3)①の「相当の期間」とは、どのくらいの期間が想定されていますか。</p> <p>A.事業再生計画案を作成するまでの期間は、原則、第三者支援専門家による支援等の開始時点から3～6か月が想定されます。ただし、中小企業者の事業内容、窮境原因の把握とその解消方法の立案やこれに伴う事業再生計画案作成の難易度、債務減免等の内容などによってケースバイケースとなり、上記の期間より長くなるケースもあり得る一方で、いわゆるプレパッケージ型など、対象債権者と事前の調整が進んでいるケースなどではこれより短いことも想定されます。このように、ケースバイケースであることも考慮し、本手続の開始時点において、中小企業者が想定されるスケジュールを事前に説明しておくことが対象債権者の予測可能性の観点からも望ましいと考えられます。</p>
<p>Q53-2 4.(3)②に「スポンサー候補者選定については、中小企業者は第三者支援専門家及び主要債権者(必要に応じて、主要債権者以外の対象債権者)に丁寧に経緯を説明するとともに十分に協議を行うなど、透明性</p>	<p>Q53-2 4.(3)②に「スポンサー候補者選定については、中小企業者は第三者支援専門家及び主要債権者(必要に応じて、主要債権者以外の対象債権者)に丁寧に経緯を説明するとともに十分に協議を行うなど、透明性</p>

新	旧
<p>の確保に努めること」とありますが、どのような対応が考えられますか。</p> <p>A. スポンサー選定中であれば選定手続に、スポンサー選定済である場合においては事業再生計画案の策定に、それぞれ支障が生じない範囲において、スポンサー候補者の選定方法や選定過程について丁寧に説明することが重要です。例えば、<u>特定の</u>スポンサー候補者から選定された場合は、中小企業者との人的繋がりや取引関係などを説明のうえ、中小企業者の状況から他の候補者が見つかる可能性が低いことを説明することなどが考えられます。また、<u>フィナンシャルアドバイザーに依頼し広くスポンサー候補者を探索する場合にはスポンサー候補者リスト及び作成経緯、それぞれのスポンサー候補者からの提示条件の一覧を主要債権者に開示すること等</u>が考えられます。</p> <p><u>なお、廃業型私的整理手続においてスポンサーに対する事業譲渡等を行う場合も同様です。</u></p> <p>Q54～Q56（略）</p> <p>Q57 4. (4)①□に「5年以内を目途に実質的な債務超過を解消」とありますが、さらに長い期間が認められる場合はありますか。</p> <p>A. 「5年以内」は目途であり、ガイドラインにおいても「企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画は排除しない」こととしていますが、<u>合理的な理由がない場合にはガイドラインに基づく事業再生計画とは言えません。なお、4. (4)②のとおり、小規模企業者が債務減免等の要請を含まない事業再生計画を作成する場合には、上記の実質的な債務超過解消年数や有利子負債の対</u></p>	<p>の確保に努めること」とありますが、どのような対応が考えられますか。</p> <p>A. スポンサー選定中であれば選定手続に、スポンサー選定済である場合においては事業再生計画案の策定に、それぞれ支障が生じない範囲において、スポンサー候補者の選定方法や選定過程について丁寧に説明することが重要です。例えば、<u>単一の</u>スポンサー候補者から選定された場合は、中小企業者との人的繋がりや取引関係などを説明のうえ、中小企業者の状況から他の候補者が見つかる可能性が低いことを説明するなどが考えられます。また、<u>フィナンシャルアドバイザーに依頼し広くスポンサー候補者を探索する場合にはスポンサー候補者リスト及び作成経緯、それぞれのスポンサー候補者からの提示条件の一覧を主要債権者に開示すること等</u>が考えられます。</p> <p>Q54～Q56（略）</p> <p>Q57 4. (4)①□に「5年以内を目途に実質的な債務超過を解消」とありますが、さらに長い期間が認められる場合はありますか。</p> <p>A. 「5年以内」は目途であり、ガイドラインにおいても「企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画は排除しない」こととしています。</p>

新	旧
<p><u>キャッシュフロー比率等を満たさない計画が許容される場合があります。</u></p> <p>Q57-2 <u>中小企業活性化協議会の再生支援において認められているプレ再生計画(※)と同様の計画の策定はできますか。</u></p> <p>A.<u>ガイドラインの手続を開始したうえで、第三者支援専門家の調査検証がなされるなどガイドラインの手続を利用して、プレ再生計画(債務減免等の要請を含まない)と同様の内容の事業再生計画を策定し同計画を成立させることはできます。同計画は、ガイドラインの数値基準を充足する事業再生計画とは言えませんが、その内容を円滑に履行していく観点からは、ガイドラインの規定に沿って、その後の調査報告、債権者会議の開催や同意の下での計画成立、計画成立後のモニタリングを進めていくことが推奨されます。</u></p> <p><u>※中小企業活性化協議会の再生支援では、将来の本格的な再生計画の策定を目指し、事業計画の実現性を高めるために、アクションプランの実効性を確認・検証する期間が必要と判断される場合や滞納公租公課の解消等を目的とする場合など、直ちに数値基準を満たす再生計画を策定することが困難な場合に、3事業年度(再生計画成立年度を含まない)を限度とする暫定的なリスクスケジュール計画を内容とするプレ再生計画の策定が可能とされています(「中小企業活性化協議会実施基本要領 別冊 2 再生支援実施要領 Q&A」Q32 参照)。</u></p> <p>Q58～Q61 (略)</p>	<p>(追加)</p> <p>Q58～Q61 (略)</p>

新	旧
<p>Q61-2 財務デューデリジェンス等の基準日はどのように設定するのですか。(廃業型私的整理手続について同じ)</p> <p>A.財務デューデリジェンスの基準日は、可能な限り手続開始時に近接した時点で実施することが望ましいですが、実務においては、直前の決算期末を基準日として作成された実態貸借対照表や清算貸借対照表を参照することが一般的です。しかし、直前の決算期末から手続開始までの間や、手続開始から事業再生計画案の提示までの間に資産負債の状況が変動することもあるため、<u>直前の決算期末を基準日とした実態債務超過額や清算価値を参照することが適切でない場合も生じ得ます。そのような場合には、事業再生計画案を提示する直近時点を基準日とする実態貸借対照表や清算貸借対照表を改めて作成し、これらを参照して実態債務超過額や清算価値を確認することは許容され则认为られます。なお、上記にかかわらず、合理的と思われる客観的な(恣意的ではない)一時点を基準日として実態貸借対照表や清算貸借対照表を作成し、それらを参照して実態債務超過額や清算価値を確認することも許容され则认为られます。</u></p> <p>また、<u>廃業型私的整理手続においては、財務デューデリジェンスが実施されず清算価値を確認するために清算貸借対照表のみが作成されることがあります(Q88-2参照)。その基準日についても同様で、可能な限り手続開始時に近接した時点で実施することが望ましいですが、廃業を検討している企業においては、事業価値が時の経過とともに毀損され、弁済原資となる財産の減少が生じる場合が多いことを踏まえ、こうした場合には、弁済計画案を提示する直近時点も許容され则认为られます。なお、手続開始後に適切な処分の実施により資産の換価が進んでいる場合には、換価前の手続開始時の清算価値を参照することが一般的であると考</u></p>	<p>Q61-2 財務デューデリジェンス等の基準日はどのように設定するのですか。(廃業型私的整理手続について同じ)</p> <p>A.財務デューデリジェンスにおいては、直前の決算期末を基準日として、<u>清算貸借対照表が作成されることが多いことから、当該清算貸借対照表を参照して清算価値を確認することが一般的です。しかし、直前の決算期末から手続開始までの間や、手続開始から事業再生計画案の提示までの間に資産負債の状況が変動することもあるため、財務デューデリジェンスの基準日の清算価値との比較が適切でない場合も生じ得ます。そのような場合には、事業再生計画案を提示する直近時点を基準時とする清算貸借対照表に基づいて算出された清算価値の提示を受け、当該時点の清算価値と比較することは許容され则认为られます。なお、上記に依らず、客観的な一時点を基準日とした場合においても、実質的な衡平性を書さないもの</u>と考えられます。</p>

新	旧
<p><u>えられます。</u></p> <p>Q62 4.(4)①トに「破産手続で保障されるべき清算価値よりも多くの回収を得られる見込みがある等、対象債権者にとって経済合理性があること」とありますが、どのような場合を指していますか。<u>(廃業型私的整理手続における5.(3)①ハについて同じ)</u></p> <p>A.対象債権者が破産手続を行った場合の回収見込み(清算価値)よりも多くの弁済がなされること等を指します。特に、分割弁済による場合は、事業再生計画案において、中小企業者の将来の収益力や資力等を勘案して、具体的な弁済額や弁済方法が定められますが、第三者支援専門家の支援を受けつつ、中小企業者と対象債権者が協議を行うなかで、弁済額や弁済方法の合理性や実行可能性等が確認されることとなります。</p> <p>Q63～Q72 (略)</p> <p>Q73 4.(6)④に「全ての対象債権者が、事業再生計画案について同意し、第三者支援専門家はその旨を文書等により確認した時点で事業再生計画は成立」とありますが、大部分の対象債権者が事業再生計画案に同意したものの、一部の対象債権者の同意が得られないときは、どうなるのでしょうか。<u>(廃業型私的整理手続における5.(5)③について同じ)</u></p> <p>A.本手続においては、全ての対象債権者の計画案への同意が必要なため、一部の対象債権者から計画案について同意が得られない場合、計画は成立しません。</p> <p><u>全ての対象債権者から同意を得ることができないことが明確となった</u></p>	<p>Q62 4.(4)①トに「破産手続で保障されるべき清算価値よりも多くの回収を得られる見込みがある等、対象債権者にとって経済合理性があること」とありますが、どのような場合を指していますか。</p> <p>A.対象債権者が破産手続を行った場合の回収見込み(清算価値)よりも多くの弁済がなされること等を指します。特に、分割弁済による場合は、事業再生計画案において、中小企業者の将来の収益力や資力等を勘案して、具体的な弁済額や弁済方法が定められますが、第三者支援専門家の支援を受けつつ、中小企業者と対象債権者が協議を行うなかで、弁済額や弁済方法の合理性や実行可能性等が確認されることとなります。</p> <p>Q63～Q72 (略)</p> <p>Q73 4.(6)④に「全ての対象債権者が、事業再生計画案について同意し、第三者支援専門家はその旨を文書等により確認した時点で事業再生計画は成立」とありますが、大部分の対象債権者が事業再生計画案に同意したものの、一部の対象債権者の同意が得られないときは、どうなるのでしょうか。<u>(廃業型私的整理手続における5.(5)③について同じ)</u></p> <p>A.本手続においては、全ての対象債権者の計画案への同意が必要なため、一部の対象債権者から計画案について同意が得られない場合、計画は成立しません。</p>

新	旧
<p><u>場合、第三者支援専門家は、本手続を終了させることとなります(4.(6)⑤、廃業型私的整理手続における5.(5)④について同じ)。なお、計画の不成立等により手続を終了した場合は、その旨の通知書を第三者支援専門家から対象債権者へ送付することが望ましいと考えられます(参考3参照)。</u></p> <p>ただし、同意あるいは同意の見込みを得られない債権者が、対象債務者に対して有する債権額が少額であり、債権者間の衡平を害さない場合には、当該債権者を金融支援の対象から除く計画案とすることが考えられます。</p> <p>Q74～Q81 (略)</p> <p>(廃業型私的整理手続)</p> <p>Q82～Q83 (略)</p> <p>Q84 5.(1)③の「一時停止の要請」はどのように行うのでしょうか。「一時停止の要請」の期間(終期)は明示する必要がありますか。また、その期間(終期)を延長することはできるのでしょうか。</p> <p>A. 中小企業者が外部専門家の確認を経た上で、全ての対象債権者に対し同時に書面により行う必要があります。「一時停止の要請」書面には、外部専門家の氏名や<u>第三者支援専門家が選任されている場合は第三者支援専門家の氏名、第三者支援専門家の選任がない場合には主要債権者全員の同意を得て要請を行っている旨等を記載することが望ましいと考えられます。</u>なお、書面には、一時停止の要請期間の終期を明示する必要があります。</p>	<p>ただし、同意あるいは同意の見込みを得られない債権者が、対象債務者に対して有する債権額が少額であり、債権者間の衡平を害さない場合には、当該債権者を金融支援の対象から除く計画案とすることが考えられます。</p> <p>Q74～Q81 (略)</p> <p>(廃業型私的整理手続)</p> <p>Q82～Q83 (略)</p> <p>Q84 5.(1)③の「一時停止の要請」はどのように行うのでしょうか。「一時停止の要請」の期間(終期)は明示する必要がありますか。また、その期間(終期)を延長することはできるのでしょうか。</p> <p>A. 中小企業者が外部専門家の確認を経た上で、全ての対象債権者に対し同時に書面により行う必要があります。「一時停止の要請」書面には、外部専門家の氏名や、<u>主要債権者全員の同意を得て要請を行っている旨等を記載することが望ましいと考えられます。</u>なお、書面には、一時停止の要請期間の終期を明示する必要があります。期間は原則として3～6か月程度としていますが、主要債権者と協議する等し、ケースバイケースで判断す</p>

新	旧
<p>ます。期間は原則として3～6か月程度としていますが、主要債権者と協議する等し、ケースバイケースで判断することとなります。また、中小企業者は、必要がある場合には、外部専門家の確認を経た上で、全ての対象債権者に対し同時に書面により延長の必要性についての合理的な理由等の記載とともに一時停止の終期の延長を要請することも可能であり、対象債権者は、この要請についても、誠実に対応するものとします。ただし、廃業型の場合は、再生型の場合と異なり、将来収益からの弁済が期待できないので、一時停止の要請期間が長期化することにより対象債権者の利益を害することになりかねないので留意が必要です。(参考2-3、2-4参照)</p> <p>Q85 (略)</p> <p>Q86 5.(2)①の「相当の期間」とは、どのくらいの期間が想定されていますか。</p> <p>A. 弁済計画案を作成するまでの期間は、原則、外部専門家による支援等の開始時点から3～6か月が想定されます。ただし、中小企業者の事業内容、弁済計画案作成の難易度、債務減免等の内容などによってケースバイケースとなり、上記の期間より長くなるケースもあり得る一方で、対象債権者と事前の調整が進んでいるケースなどではこれより短いことも想定されます。このように、ケースバイケースであることも考慮し、本手続の開始時点において、中小企業者が想定されるスケジュールを事前に説明しておくことが対象債権者の予測可能性の観点からも望ましいと考えられます。なお、廃業型の場合、再生型の場合と異なり、弁済計画案の作成が</p>	<p>ることとなります。また、中小企業者は、必要がある場合には、外部専門家の確認を経た上で、全ての対象債権者に対し同時に書面により延長の必要性についての合理的な理由等の記載とともに一時停止の終期の延長を要請することも可能であり、対象債権者は、この要請についても、誠実に対応するものとします。ただし、廃業型の場合は、再生型の場合と異なり、将来収益からの弁済が期待できないので、一時停止の要請期間が長期化することにより対象債権者の利益を害することになりかねないので留意が必要です。</p> <p>Q85 (略)</p> <p>Q86 5.(2)①の「相当の期間」とは、どのくらいの期間が想定されていますか。</p> <p>A. 弁済計画案を作成するまでの期間は、原則、外部専門家による支援等の開始時点から3～6か月が想定されます。ただし、中小企業者の事業内容、弁済計画案作成の難易度、債務減免等の内容などによってケースバイケースとなり、上記の期間より長くなるケースもあり得る一方で、対象債権者と事前の調整が進んでいるケースなどではこれより短いことも想定されます。このように、ケースバイケースであることも考慮し、本手続の開始時点において、中小企業者が想定されるスケジュールを事前に説明しておくことが対象債権者の予測可能性の観点からも望ましいと考えられます。なお、廃業型の場合、再生型の場合と異なり、弁済計画案の作成が</p>

新	旧
<p>遅れると、それだけ弁済原資となる財産が減少する危険が増大するので、いたずらに計画の作成期間が長期化しないように留意が必要です。</p>	<p>遅れると、それだけ弁済原資となる財産が流出する危険が増大するので、いたずらに計画の作成期間が長期化しないように留意が必要です。</p>
<p>Q87 (略)</p>	<p>Q87 (略)</p>
<p>Q88 5.(3)①イにおいて、弁済計画案は、中小企業者の「自助努力が十分に反映されたものである」とありますが、自助努力とは、どのようなものですか。また、再生型私的整理手続の4.(4)①ホのように「経営責任の明確化」や「株主責任の明確化」を弁済計画案に記載する必要はありませんか。</p>	<p>Q88 5.(3)①イにおいて、弁済計画案は、中小企業者の「自助努力が十分に反映されたものである」とありますが、自助努力とは、どのようなものですか。また、再生型私的整理手続の4.(4)①ホのように「経営責任の明確化」や「株主責任の明確化」を弁済計画案に記載する必要はありませんか。</p>
<p>A.廃業型私的整理手続では、最終的に債権者の協力を得ることにより、中小企業者は円滑な廃業を目指すこととなります。最終的に事業を廃止するまでの間、中小企業者は可能な限り事業価値(原料、仕掛品、在庫や売掛金等の価値)を維持し、これらを有利に換価するなどして債権者に対する弁済を最大化するよう努力することが求められます。もともと、<u>風評等によりかえって事業価値・資産価値を毀損するおそれがある場合には、清算価値を超える合理的な処分方法であれば、必ずしも入札や相見積り等を行う必要はないものと考えられます。</u></p>	<p>A.廃業型私的整理手続では、最終的に債権者の協力を得ることにより、中小企業者は円滑な廃業を目指すこととなります。最終的に事業を廃止するまでの間、中小企業者は可能な限り事業価値(原料、仕掛品、在庫や売掛金等の価値)を維持し、これらを有利に換価するなどして債権者に対する弁済を最大化するよう努力することが求められます。</p>
<p>また、廃業型私的整理手続では、弁済計画案の内容として「経営責任の明確化」「株主責任の明確化」は規定されていないものの、債務減免を伴う弁済計画の策定が予定されていることから、当然に弁済計画においてその記載は必要であると考えられます。法人を清算していくことにより、基本的には株主責任及び経営責任は果たされていくことになるものと考えられますが、その他、特筆すべき論点等があれば、それについても記述</p>	<p>また、廃業型私的整理手続では、弁済計画案の内容として「経営責任の明確化」「株主責任の明確化」は規定されていないものの、債務減免を伴う弁済計画の策定が予定されていることから、当然に弁済計画においてその記載は必要であると考えられます。法人を清算していくことにより、基本的には株主責任及び経営責任は果たされていくことになるものと考えられますが、その他、特筆すべき論点等があれば、それについても記述</p>

新	旧
<p>することが望ましいでしょう。</p> <p>Q88-2 5.(3)①イに「実態貸借対照表」とありますが、どのような内容のものが求められますか。</p> <p>A.廃業を検討している企業においては、弁済計画立案までの時間的制約が大きいことや、すでに廃業を決断した企業の弁済計画案としては清算価値を保障するような経済合理性の確認ができれば足りると考えられることから、事業の継続を想定した実態貸借対照表を作成することは必ずしも必要ではないと考えられます。その場合、例えば、基準日の清算価値を適正に算定できるように、決算期末の資産内容等の数値について実態に即した修正を施した、いわゆる修正簿価の算定程度のもを実態貸借対照表とすること等が考えられます。</p> <p>Q89～Q103 (略)</p> <p>(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">第三者支援専門家補佐人等経験のカウント方法</p> <p>第三者支援専門家が複数の第三者支援専門家補佐人を選任している場合、Q31における第三者支援専門家の「認定要件」に係る第三者支援専門家補佐人の経験は、第三者支援専門家1名につき第三者支援専門家補佐人1名に対してまでカウントできるものとする。また、協議会外部専門家が複数の協議会外部専門家補佐人を選任している場合も、同様に、協議会外部専</p>	<p>することが望ましいでしょう。</p> <p>Q88-2 5.(3)①イに「実態貸借対照表」とありますが、どのような内容のものが求められますか。</p> <p>A.廃業を検討している企業においては、弁済計画立案までの時間的制約が大きいことや、すでに廃業を決断した企業の弁済計画案としては清算価値を保障するような経済合理性の確認ができれば足りると考えられることから、事業の継続を想定した実態貸借対照表を作成することは必ずしも必要ではないと考えられます。その場合、例えば、基準時の清算価値を適正に算定できるように、決算期末の資産内容等の数値について実態に即した修正を施した、いわゆる修正簿価の算定程度のもを実態貸借対照表とすること等が考えられます。</p> <p>Q89～Q103 (略)</p> <p>(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">令和6年1月公表の改定Q&A適用後における 第三者支援専門家補佐人等経験のカウント方法</p> <p>第三者支援専門家が複数の第三者支援専門家補佐人を選任している場合、<u>令和6年1月公表の改定Q&A(令和6年4月1日適用開始。以下「改定Q&A」という。)</u>のQ31における第三者支援専門家の「認定要件」に係る第三者支援専門家補佐人の経験は、第三者支援専門家1名につき第三者支援専門家補佐人1名に対してまでカウントできるものとする。また、協議会外部</p>

新		旧			
<p>門家1名につき協議会外部専門家補佐人1名に対してまで経験をカウントできるものとする。</p> <p>ただし、以下の①若しくは②のとおり第三者支援専門家補佐人を選任している場合又は③のとおり協議会外部専門家補佐人を選定している場合は、さらに1名に対してまで経験をカウントすることができる。</p> <p>①第三者支援専門家に公認会計士を含まない案件において、公認会計士を第三者支援専門家補佐人として選任している場合</p> <p>②第三者支援専門家が本手続を利用する中小企業者の本店所在地(都道府県単位。以下「本店所在地」という。)以外において登録している実務専門家であり、本店所在地において登録している実務専門家を第三者支援専門家補佐人として選任している場合</p> <p>③協議会外部専門家が相談企業の本店所在地以外において登録している専門家であり、本店所在地において登録している専門家を協議会外部専門家補佐人として選定している場合</p> <p><第三者支援専門家が1名の場合の例></p>		<p>専門家が複数の協議会外部専門家補佐人を選任している場合も、同様に、協議会外部専門家1名につき協議会外部専門家補佐人1名に対してまで経験をカウントできるものとする。</p> <p>ただし、以下の①若しくは②のとおり第三者支援専門家補佐人を選任している場合又は③のとおり協議会外部専門家補佐人を選定している場合は、さらに1名に対してまで経験をカウントすることができる。</p> <p>①第三者支援専門家に公認会計士を含まない案件において、公認会計士を第三者支援専門家補佐人として選任している場合</p> <p>②第三者支援専門家が本手続を利用する中小企業者の本店所在地(都道府県単位。以下「本店所在地」という。)以外において登録している実務専門家であり、本店所在地において登録している実務専門家を第三者支援専門家補佐人として選任している場合</p> <p>③協議会外部専門家が相談企業の本店所在地以外において登録している専門家であり、本店所在地において登録している専門家を協議会外部専門家補佐人として選定している場合</p> <p><第三者支援専門家が1名の場合の例></p>			
	経験のカウントが認められる人数		経験のカウントが認められる人数		
原則	第三者支援専門家により選任された場合	1名	原則	第三者支援専門家により選任された場合	1名
追加枠あり	①第三者支援専門家に公認会計士を含まない案件において、公認会計士が補佐人として選任された場合※1	原則枠+1名(公認会計士追加枠)	追加枠あり	①第三者支援専門家に公認会計士を含まない案件において、公認会計士が補佐人として選任された場合※1	原則枠+1名(公認会計士追加枠)

新		旧	
②第三者支援専門家が本店所在地以外において登録している者である案件において、本店所在地において登録している実務専門家が補佐人として選任された場合 ※2	原則枠+1名(本店所在地追加枠)	②第三者支援専門家が本店所在地以外において登録している者である案件において、本店所在地において登録している実務専門家が補佐人として選任された場合 ※2	原則枠+1名(本店所在地追加枠)
<p>※1 第三者支援専門家補佐人として2名の公認会計士が選任されている場合、原則枠と追加枠の両方を用いて2名の公認会計士の第三者支援専門家補佐人経験カウントは不可。</p> <p>※2 ①と②の追加枠の併用は不可(例:第三者支援専門家が1名のみ選任されている1つの案件において原則枠1名、公認会計士枠1名、本店所在地追加枠1名の計3名の第三者支援専門家補佐人経験カウントは不可)。</p> <p>なお、<u>令和6年1月公表の改定Q&A(令和6年4月1日適用開始)</u>適用前の第三者支援専門家補佐人の経験をカウントする場合も、上記のカウント方法に従うこととする(ただし、経験の有無を全国本部又は実務家協会において確認可能な場合に限る)。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>(別紙2)</p> <p style="text-align: center;">第三者支援専門家補佐人等の経験の合算方法</p> <p>Q31に定める第三者支援専門家候補者の認定においては、<u>全国本部が作成したリストから選任された第三者支援専門家の補佐人の経験件数及び協</u></p>		<p>※1 第三者支援専門家補佐人として2名の公認会計士が選任されている場合、原則枠と追加枠の両方を用いて2名の公認会計士の第三者支援専門家補佐人経験カウントは不可。</p> <p>※2 ①と②の追加枠の併用は不可(例:第三者支援専門家が1名のみ選任されている1つの案件において原則枠1名、公認会計士枠1名、本店所在地追加枠1名の計3名の第三者支援専門家補佐人経験カウントは不可)。</p> <p>なお、改定Q&A適用前の第三者支援専門家補佐人の経験をカウントする場合も、上記のカウント方法に従うこととする(ただし、経験の有無を全国本部又は実務家協会において確認可能な場合に限る)。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>(別紙2)</p> <p style="text-align: center;">令和6年1月公表の改定Q&A適用後における 第三者支援専門家補佐人等の経験の合算方法</p> <p><u>改定Q&AのQ31に定める第三者支援専門家候補者の認定においては、金融支援の区分ごとに下表1・2のとおり、全国本部による選定の要件と実</u></p>	

新	旧													
<p>議会外部専門家補佐人の経験件数並びに実務家協会が作成したリストから選任された第三者支援専門家の補佐人の経験件数を合算することで補佐人の経験件数が3件以上ある場合も認定要件を満たすこととし、第三者支援専門家候補者として掲載されるリストは合算された経験件数の内訳にもとづき定める。</p> <p>なお、合算対象となる第三者支援専門家補佐人及び協議会外部専門家補佐人の経験件数のカウント方法は(別紙1)による。認定要件の詳細はQ31を参照。</p>	<p>務家協会による選定の要件で定められた件数を合算することで要件を満たすことも可能とし、第三者支援専門家候補者として掲載されるリストは合算経験件数の内訳にもとづき定める。</p> <p>なお、合算対象となる第三者支援専門家補佐人及び協議会外部専門家補佐人の経験のカウント方法は(別紙1)による。</p>													
<p><補佐人経験件数による認定要件></p>	<p>表1:金融支援の区分:「債務減免等及び債務返済猶予」</p> <p><全体> [詳細な要件はQ31を参照]</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="156 710 616 766">全国本部</th> <th data-bbox="616 710 1075 766">実務家協会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="156 766 616 1085"> <p>ア・イ合算で3件以上の経験がある者</p> <p>ア. 全国本部が作成したリストから選任された第三者支援専門家の補佐人</p> <p>イ. 協議会外部専門家補佐人</p> </td> <td data-bbox="616 766 1075 1085"> <p>実務家協会が作成したリストから選任された第三者支援専門家の補佐人経験が3件以上ある者</p> </td> </tr> </tbody> </table>	全国本部	実務家協会	<p>ア・イ合算で3件以上の経験がある者</p> <p>ア. 全国本部が作成したリストから選任された第三者支援専門家の補佐人</p> <p>イ. 協議会外部専門家補佐人</p>	<p>実務家協会が作成したリストから選任された第三者支援専門家の補佐人経験が3件以上ある者</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th data-bbox="1288 710 1624 766">全国本部</th> <th data-bbox="1624 710 2016 766">実務家協会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1097 766 1288 1037">①本体要件</td> <td data-bbox="1288 766 1624 1037">協議会の案件の調査報告書作成経験が2件以上ある者</td> <td data-bbox="1624 766 2016 1037"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業再生 ADR の手続実施者・手続実施者補佐人資格を有する者 ・ 事業再生 ADR の手続実施者補助者の経験者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1097 1037 1288 1412">②補佐人要件</td> <td data-bbox="1288 1037 1624 1412"> <p>ア・イ合算で3件以上の経験がある者</p> <p>ア. 全国本部リストの第三者支援専門家の補佐人</p> <p>イ. 協議会外部専門家補佐人</p> </td> <td data-bbox="1624 1037 2016 1412"> <p>実務家協会リストの第三者支援専門家の補佐人経験が3件以上ある者</p> </td> </tr> </tbody> </table>		全国本部	実務家協会	①本体要件	協議会の案件の調査報告書作成経験が2件以上ある者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業再生 ADR の手続実施者・手続実施者補佐人資格を有する者 ・ 事業再生 ADR の手続実施者補助者の経験者 	②補佐人要件	<p>ア・イ合算で3件以上の経験がある者</p> <p>ア. 全国本部リストの第三者支援専門家の補佐人</p> <p>イ. 協議会外部専門家補佐人</p>	<p>実務家協会リストの第三者支援専門家の補佐人経験が3件以上ある者</p>
全国本部	実務家協会													
<p>ア・イ合算で3件以上の経験がある者</p> <p>ア. 全国本部が作成したリストから選任された第三者支援専門家の補佐人</p> <p>イ. 協議会外部専門家補佐人</p>	<p>実務家協会が作成したリストから選任された第三者支援専門家の補佐人経験が3件以上ある者</p>													
	全国本部	実務家協会												
①本体要件	協議会の案件の調査報告書作成経験が2件以上ある者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業再生 ADR の手続実施者・手続実施者補佐人資格を有する者 ・ 事業再生 ADR の手続実施者補助者の経験者 												
②補佐人要件	<p>ア・イ合算で3件以上の経験がある者</p> <p>ア. 全国本部リストの第三者支援専門家の補佐人</p> <p>イ. 協議会外部専門家補佐人</p>	<p>実務家協会リストの第三者支援専門家の補佐人経験が3件以上ある者</p>												
<p>※1 要件を充足するための案件は、すべて再生支援の債務減免等に限る。</p>														

新			旧														
<p><合算された経験件数と掲載されるリストの関係></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>全国本部の認定要件による補佐人経験件数</th> <th>実務家協会の認定要件による補佐人経験件数</th> <th>掲載されるリスト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1件</td> <td>2件</td> <td>実務家協会</td> </tr> <tr> <td>2件</td> <td>1件</td> <td>全国本部</td> </tr> <tr> <td>2件</td> <td>2件</td> <td>両団体</td> </tr> </tbody> </table>			全国本部の認定要件による補佐人経験件数	実務家協会の認定要件による補佐人経験件数	掲載されるリスト	1件	2件	実務家協会	2件	1件	全国本部	2件	2件	両団体	<p>※2 DDSは、Q58の記載にかかわらず、一律債務返済猶予案件としてカウントする。</p>		
			全国本部の認定要件による補佐人経験件数	実務家協会の認定要件による補佐人経験件数	掲載されるリスト												
			1件	2件	実務家協会												
			2件	1件	全国本部												
2件	2件	両団体															
<p>(削除)</p>			<p><件数合算></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>全国本部による補佐人要件(ア・イ)にもとづく経験件数</th> <th>実務家協会による補佐人要件にもとづく経験件数</th> <th>掲載されるリスト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1件</td> <td>2件</td> <td>実務家協会</td> </tr> <tr> <td>2件</td> <td>1件</td> <td>全国本部</td> </tr> <tr> <td>2件</td> <td>2件</td> <td>両団体</td> </tr> </tbody> </table>			全国本部による補佐人要件(ア・イ)にもとづく経験件数	実務家協会による補佐人要件にもとづく経験件数	掲載されるリスト	1件	2件	実務家協会	2件	1件	全国本部	2件	2件	両団体
			全国本部による補佐人要件(ア・イ)にもとづく経験件数	実務家協会による補佐人要件にもとづく経験件数	掲載されるリスト												
			1件	2件	実務家協会												
			2件	1件	全国本部												
2件	2件	両団体															
<p>表2:金融支援の区分:「債務返済猶予」</p>			<p><全体> [詳細な要件はQ31を参照]</p>														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全国本部</th> <th>実務家協会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①本体要件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の統括責任者/統括責任者補佐の経験が2年以上ある者 全国本部の事業再生 PM 経験が2年以上ある者 </td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>②補佐人要件</td> <td> ア・イ合算で3件以上の経験がある者 ア. 全国本部リストの第三 </td> <td> 実務家協会リストの第三者支援専門家の補佐人経験が3件以上ある </td> </tr> </tbody> </table>				全国本部	実務家協会	①本体要件	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の統括責任者/統括責任者補佐の経験が2年以上ある者 全国本部の事業再生 PM 経験が2年以上ある者 	二	②補佐人要件	ア・イ合算で3件以上の経験がある者 ア. 全国本部リストの第三	実務家協会リストの第三者支援専門家の補佐人経験が3件以上ある			
	全国本部	実務家協会															
①本体要件	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の統括責任者/統括責任者補佐の経験が2年以上ある者 全国本部の事業再生 PM 経験が2年以上ある者 	二															
②補佐人要件	ア・イ合算で3件以上の経験がある者 ア. 全国本部リストの第三	実務家協会リストの第三者支援専門家の補佐人経験が3件以上ある															

新	旧												
<p style="text-align: center;">者支援専門家の補佐人 イ. 協議会外部専門家補佐人</p>	<p style="text-align: center;">者</p>												
<p>※要件を充足するための案件は、すべて再生支援(債務返済猶予案件含む)に限る。</p>													
<p><件数合算></p>													
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">全国本部による補佐人要件(ア・イ)にもとづく経験件数</th> <th style="width: 33%;">実務家協会による補佐人要件にもとづく経験件数</th> <th style="width: 33%;">掲載されるリスト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">2件</td> <td style="text-align: center;">実務家協会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2件</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">全国本部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2件</td> <td style="text-align: center;">2件</td> <td style="text-align: center;">両団体</td> </tr> </tbody> </table>		全国本部による補佐人要件(ア・イ)にもとづく経験件数	実務家協会による補佐人要件にもとづく経験件数	掲載されるリスト	1件	2件	実務家協会	2件	1件	全国本部	2件	2件	両団体
全国本部による補佐人要件(ア・イ)にもとづく経験件数	実務家協会による補佐人要件にもとづく経験件数	掲載されるリスト											
1件	2件	実務家協会											
2件	1件	全国本部											
2件	2件	両団体											
以上	以上												
<p>(参考1-1:利害関係に関する確認書)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(債務者)</p> <p>東京都千代田区〇〇〇〇</p> <p>■■■■株式会社</p> <p>代表取締役 ▲▲ ▲▲ 殿</p> <p>(主要債権者)</p> <p>東京都千代田区〇〇〇〇</p> <p>株式会社××銀行 ××支店</p>	<p>(参考1)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(債務者)</p> <p>東京都千代田区〇〇〇〇</p> <p>■■■■株式会社</p> <p>代表取締役 ▲▲ ▲▲ 殿</p> <p>(主要債権者)</p> <p>東京都千代田区〇〇〇〇</p> <p>株式会社××銀行 ××支店</p>												

新	旧
<p>支店長 ▲▲▲▲ 殿 東京都千代田区■■■■■ 株式会社▲▲銀行 ▲▲支店 支店長 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">事務所名:</p> <p style="text-align: center;">氏 名:</p> <p style="text-align: center;">利害関係に関する確認書</p> <p>当職は、「中小企業の事業再生等のための私的整理手続」に基づく債務者■■■■■株式会社からの申出に関し、第三者支援専門家としての中立公正性に疑義を生じさせる特別の利害関係(債務者又は対象債権者と指導・助言契約、法律・会計・税務顧問契約その他これに類する継続的契約を締結している等、本手続又は事業再生計画の公正を妨げるべき事情)がないことを確認いたします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(参考1-2:再生型私的整理手続)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>対象債権者各位</p>	<p>支店長 ▲▲▲▲ 殿 東京都千代田区■■■■■ 株式会社▲▲銀行 ▲▲支店 支店長 ○○○○</p> <p style="text-align: center;">事務所名:</p> <p style="text-align: center;">氏 名:</p> <p style="text-align: center;">利害関係に関する確認書</p> <p>当職は、「中小企業の事業再生等のための私的整理手続」に基づく債務者■■■■■株式会社からの申出に関し、第三者支援専門家としての中立公正性に疑義を生じさせる特別の利害関係(債務者又は対象債権者と指導・助言契約、法律・会計・税務顧問契約その他これに類する継続的契約を締結している等、本手続又は事業再生計画案の公正を妨げるべき事情)がないことを確認いたします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(追加)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">支援開始決定の通知書</p> <p style="text-align: center;">(第三者支援専門家)</p> <p style="text-align: center;">[住所]</p> <p style="text-align: center;">[氏名] 印</p> <p style="text-align: center;">[連絡先]</p> <p>当職は、下記の事業者からの中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に規定される中小企業版私的整理手続(再生型)に基づく再生支援の申出につき、主要債権者の意向も踏まえて、再生支援を行うことが不相当ではないと判断し、中小企業者の資産負債及び損益の状況の調査検証や事業再生計画策定の支援等の開始を決定いたしましたので、その旨通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>事業者名</p> <p>[住所]</p> <p>[事業者名]</p> <p>[代表者名]</p> <p>支援開始決定日</p> <p>○年○月○日</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	

新	旧
<p>(参考1-3:廃業型私的整理手続・第三者支援専門家選任なし)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>対象債権者各位</p> <p style="text-align: center;">支援開始決定の通知書</p> <p style="text-align: center;">(外部専門家)</p> <p style="text-align: center;">[住所]</p> <p style="text-align: center;">[氏名] 印</p> <p style="text-align: center;">[連絡先]</p> <p>当職は、下記の事業者の外部専門家として、主要債権者に対して、中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に規定される廃業型私的整理手続を検討している旨の申し出を行い、主要債権者の意向を踏まえて、中小企業者の資産負債及び損益の状況の調査検証や弁済計画策定の支援等の開始を決定いたしましたので、その旨通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>事業者名</p> <p>[住所]</p> <p>[事業者名]</p> <p>[代表者名]</p> <p>支援開始決定日</p>	<p>(追加)</p>

新	旧
<p>○年○月○日</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(参考1-4:廃業型私的整理手続・第三者支援専門家選任あり)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>対象債権者各位</p> <p style="text-align: center;">支援開始決定の通知書</p> <p style="text-align: center;">(外部専門家)</p> <p style="text-align: center;">[住所]</p> <p style="text-align: center;">[氏名] 印</p> <p style="text-align: center;">[連絡先]</p> <p>当職は、下記の事業者の外部専門家として、主要債権者に対して、中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に規定される廃業型私的整理手続を検討している旨の申し出を行い、主要債権者の意向を踏まえて、中小企業者の資産負債及び損益の状況の調査検証や弁済計画策定の支援等の開始を決定いたしましたので、その旨通知します。</p> <p>なお、主要債権者の同意を得て、下記の第三者支援専門家を選任し、当該第三者支援専門家の判断も得ております。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>事業者名</p>	<p>(追加)</p>

新	旧
<p>[住所] [事業者名] [代表者名]</p> <p>第三者支援専門家 [住所] [氏名] [連絡先]</p> <p>支援開始決定日 ○年○月○日</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(参考2-1:債務減免等の要請を含まない再生型私的整理手続) 年 月 日</p> <p>対象債権者各位</p> <p style="text-align: center;">一時停止のお願い</p> <p style="text-align: center;">(債務者) [住所] [会社名] 代表取締役 ○○ ○○ 印</p> <p>拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。</p>	<p>(参考2-1:債務減免等の要請を含まない再生型私的整理手続) 年 月 日</p> <p>対象債権者各位</p> <p style="text-align: center;">一時停止のお願い</p> <p style="text-align: center;">(債務者) [住所] [会社名] 代表取締役 ○○ ○○ 印</p> <p>拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。</p>

新	旧
<p>さて、当社は、中小企業の事業再生等に関するガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)第三部に規定される中小企業版私的整理手続きに基づき、ガイドラインに定める主要債権者の意向も踏まえて、下記1の第三者支援専門家の支援のもと、事業再生計画の策定を開始することとなりました。</p> <p>対象債権者におかれましては、事業再生計画の策定にご協力賜りたく、下記2の一時停止期間において元金の返済[及び利息の支払]を猶予いただくとともに、下記3の行為を差し控えていただくようお願い申し上げます。</p> <p>なお、当社の作成する事業再生計画案には、債務減免等の要請を含まないことを見込んでいます。¹</p>	<p>さて、当社は、中小企業の事業再生等に関するガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)第三部に規定される中小企業版私的整理手続きに基づき、ガイドラインに定める主要債権者の意向も踏まえて、下記1の第三者支援専門家の支援のもと、事業再生計画案の策定を開始することとなりました。</p> <p>対象債権者におかれましては、事業再生計画案の策定にご協力賜りたく、下記2の一時停止期間において元金の返済を猶予いただくとともに、下記3の行為を差し控えていただくようお願い申し上げます。</p> <p>なお、当社の作成する事業再生計画案には、債務減免等の要請を含まないことを見込んでいます。¹</p>
敬具	敬具
記	記
<p>1 第三者支援専門家</p> <p> [住所]</p> <p> [氏名]</p> <p> [連絡先]</p> <p>2 一時停止期間</p> <p> ○年○月○日から○年○月○日迄</p> <p>3 差し控えをお願いする行為</p> <p> ①○年○月○日における与信残高(手形貸付・証書貸付・当座貸越などの残高)を減らすこと</p> <p> ②弁済の請求・受領、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなすこと</p> <p> ③追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押・仮処分や法的倒産処理手続の申立てをすること</p>	<p>1 第三者支援専門家</p> <p> [住所]</p> <p> [氏名]</p> <p> [連絡先]</p> <p>2 一時停止期間</p> <p> ○年○月○日から○年○月○日迄</p> <p>3 差し控えをお願いする行為</p> <p> ①○年○月○日における与信残高(手形貸付・証書貸付・当座貸越などの残高)を減らすこと</p> <p> ②弁済の請求・受領、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなすこと</p> <p> ③追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押・仮処分や法的倒産処理手続の申立てをすること</p>

新	旧
<p style="text-align: right;">以上</p> <hr/> <p>¹ 債務減免等の要請を含まない事業再生計画案を作成することが見込まれる場合は、その旨を記載。</p> <p>(参考2-2:債務減免等の要請を含む再生型私的整理手続)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>対象債権者各位</p> <p style="text-align: center;">一時停止のお願い</p> <p style="text-align: center;">(債務者)</p> <p style="text-align: center;">[住所]</p> <p style="text-align: center;">[会社名]</p> <p style="text-align: center;">代表取締役 ○○ ○○ 印</p> <p>拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。</p> <p>さて、当社は、中小企業の事業再生等に関するガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)第三部に規定される中小企業版私的整理手続に基づき、ガイドラインに定める主要債権者の意向も踏まえて、下記1の第三者支援専門家の支援のもと、事業再生計画の策定を開始することとなりました。</p> <p>対象債権者におかれましては、事業再生計画の策定にご協力賜りたく、下記2の一時停止期間において元金の返済[及び利息の支払]を猶予いただくとともに、下記3の行為を差し控えていただくようお願い申し上げます。</p> <p>なお、当社の再生の基本方針は下記4のとおりです。¹</p>	<p style="text-align: right;">以上</p> <hr/> <p>¹ 債務減免等の要請を含まない事業再生計画案を作成することが見込まれる場合は、その旨を記載。</p> <p>(参考2-2:債務減免等の要請を含む再生型私的整理手続)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>対象債権者各位</p> <p style="text-align: center;">一時停止のお願い</p> <p style="text-align: center;">(債務者)</p> <p style="text-align: center;">[住所]</p> <p style="text-align: center;">[会社名]</p> <p style="text-align: center;">代表取締役 ○○ ○○ 印</p> <p>拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。</p> <p>さて、当社は、中小企業の事業再生等に関するガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)第三部に規定される中小企業版私的整理手続に基づき、ガイドラインに定める主要債権者の意向も踏まえて、下記1の第三者支援専門家の支援のもと、事業再生計画の策定を開始することとなりました。</p> <p>対象債権者におかれましては、事業再生計画の策定にご協力賜りたく、下記2の一時停止期間において元金の返済を猶予いただくとともに、下記3の行為を差し控えていただくようお願い申し上げます。</p> <p>なお、当社の再生の基本方針は下記4のとおりです。¹</p>

新	旧
敬具	敬具
記	記
<p>1 第三者支援専門家 [住所] [氏名] [連絡先]</p> <p>2 一時停止期間 ○年○月○日から○年○月○日迄</p> <p>3 差し控えをお願いする行為 ①○年○月○日における与信残高(手形貸付・証書貸付・当座貸越などの残高)を減らすこと ②弁済の請求・受領、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなすこと ③追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押・仮処分や法的倒産処理手続の申立てをすること</p> <p>4 再生の基本方針 (記載例1 スポンサー型の場合) 当社といたしましては、今後選定するスポンサーによる支援に基づく債務減免を含む事業再生計画案の策定を予定しております。スポンサーによる支援を得られることにより当社事業の再生を図ることができ、対象債権者を含む利害関係者にとって有利であることをご説明することにより、協力が得られる見込みがあるものと考えております。 (記載例2 自主再建型の場合)</p>	<p>1 第三者支援専門家 [住所] [氏名] [連絡先]</p> <p>2 一時停止期間 ○年○月○日から○年○月○日迄</p> <p>3 差し控えをお願いする行為 ①○年○月○日における与信残高(手形貸付・証書貸付・当座貸越などの残高)を減らすこと ②弁済の請求・受領、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなすこと ③追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押・仮処分や法的倒産処理手続の申立てをすること</p> <p>4 再生の基本方針 (記載例1 スポンサー型の場合) 当社といたしましては、今後選定するスポンサーによる支援に基づく債務減免を含む事業再生計画案の策定を予定しております。スポンサーによる支援を得られることにより当社事業の再生を図ることができ、対象債権者を含む利害関係者にとって有利であることをご説明することにより、協力が得られる見込みがあるものと考えております。 (記載例2 自主再建型の場合)</p>

新	旧
<p>当社といたしましては、最大限の自助努力施策に取り組むとともに、財務及び事業のデューデリジェンスの内容を踏まえ事業再生計画案を策定する所存ですが、現在の当社の財務状況及び収益力を踏まえすと、債務減免を含む事業再生計画案の策定となる可能性もあるものと考えております。その場合にも、相当性、実行可能性の認められる事業再生計画案をお示しし、当社事業の再生を図ることができることが、対象債権者を含む利害関係者にとって有利であることをご説明することにより、協力が得られる見込みがあるものと考えております。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>当社といたしましては、最大限の自助努力施策に取り組むとともに、財務及び事業のデューデリジェンスの内容を踏まえ事業再生計画案を策定する所存ですが、現在の当社の財務状況及び収益力を踏まえすと、債務減免を含む事業再生計画案の策定となる可能性もあるものと考えております。その場合にも、相当性、実行可能性の認められる事業再生計画案をお示しし、当社事業の再生を図ることができることが、対象債権者を含む利害関係者にとって有利であることをご説明することにより、協力が得られる見込みがあるものと考えております。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>1 「再生の基本方針」は、事業再生計画案において債務減免等の要請が含まれる可能性がある場合に記載。</p> <p>(参考2-3: 廃業型私的整理手続・第三者支援専門家選任なし)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	<p>1 「再生の基本方針」は、事業再生計画案において債務減免等の要請が含まれる可能性がある場合に記載。</p> <p>(参考2-3: 廃業型私的整理手続)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>
<p>対象債権者各位</p> <p style="text-align: center;">一時停止のお願い</p> <p style="text-align: center;">(債務者)</p> <p style="text-align: center;">[住所]</p> <p style="text-align: center;">[会社名]</p> <p style="text-align: center;">代表取締役 ○○ ○○ 印</p> <p style="text-align: center;">(外部専門家)</p> <p style="text-align: center;">[住所]</p>	<p>対象債権者各位</p> <p style="text-align: center;">一時停止のお願い</p> <p style="text-align: center;">(債務者)</p> <p style="text-align: center;">[住所]</p> <p style="text-align: center;">[会社名]</p> <p style="text-align: center;">代表取締役 ○○ ○○ 印</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">[氏名] 印 [連絡先]</p> <p>拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。</p> <p>さて、当社及び当職は、中小企業の事業再生等に関するガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)第三部に規定される中小企業版私的整理手続に基づき、ガイドラインに定める主要債権者の意向を踏まえて、弁済計画の策定を開始することとなりました。</p> <p>ガイドラインに基づき、一時停止の要請を行うことにつき主要債権者全員の同意を得ましたので、対象債権者におかれましては、弁済計画の策定にご協力賜りたく、下記2の一時停止期間において元金の返済[及び利息の支払]を猶予いただくとともに、下記2の行為を差し控えていただくようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">敬具</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 一時停止期間 ○年○月○日から○年○月○日迄</p> <p>2 差し控えをお願いする行為</p> <p>①○年○月○日における与信残高(手形貸付・証書貸付・当座貸越などの残高)を減らすこと</p> <p>②弁済の請求・受領、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなすこと</p> <p>③追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押・仮処分や法的倒産処理手続の申立てをすること</p>	<p style="text-align: center;">旧</p> <p>拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。</p> <p>さて、当社は、中小企業の事業再生等に関するガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)第三部に規定される中小企業版私的整理手続に基づき、ガイドラインに定める主要債権者の意向を踏まえて、<u>下記1の外部専門家の支援のもと、弁済計画案の策定を開始することとなりました。</u></p> <p>ガイドラインに基づき、一時停止の要請を行うことにつき主要債権者全員の同意を得ましたので、対象債権者におかれましては、弁済計画案の策定にご協力賜りたく、下記2の一時停止期間において元金の返済を猶予いただくとともに、<u>下記3の行為を差し控えていただくようお願い申し上げます。</u></p> <p style="text-align: right;">敬具</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 <u>外部専門家</u></p> <p style="text-align: center;">[住所] [氏名] [連絡先]</p> <p>2 一時停止期間 ○年○月○日から○年○月○日迄</p> <p>3 差し控えをお願いする行為</p> <p>①○年○月○日における与信残高(手形貸付・証書貸付・当座貸越などの残高)を減らすこと</p>

新	旧
<p style="text-align: right;">以上</p> <p>(参考2-4:廃業型私的整理手続・第三者支援専門家選任あり)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>対象債権者各位</p> <p style="text-align: center;">一時停止のお願い</p> <p style="text-align: center;">(債務者)</p> <p style="text-align: center;">[住所]</p> <p style="text-align: center;">[会社名]</p> <p style="text-align: center;">代表取締役 ○○ ○○ 印</p> <p style="text-align: center;">(外部専門家)</p> <p style="text-align: center;">[住所]</p> <p style="text-align: center;">[氏名] 印</p> <p style="text-align: center;">[連絡先]</p> <p>拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。</p> <p>さて、当社及び当職は、中小企業の事業再生等に関するガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)第三部に規定される中小企業版私的整理手続に基づき、ガイドラインに定める主要債権者の意向も踏まえて、下記1の第三者</p>	<p>②弁済の請求・受領、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなすこと</p> <p>③追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押・仮処分や法的倒産処理手続の申立てをすること</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>(追加)</p>

新	旧
<p>支援専門家の支援のもと、弁済計画の策定を開始することとなりました。</p> <p>対象債権者におかれましては、弁済計画の策定にご協力賜りたく、下記2の一時停止期間において元金の返済[及び利息の支払]を猶予いただくとともに、下記3の行為を差し控えていただくようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">敬具</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 第三者支援専門家 [住所] [氏名] [連絡先]</p> <p>2 一時停止期間 ○年○月○日から○年○月○日迄</p> <p>3 差し控えをお願いする行為</p> <p>①○年○月○日における与信残高(手形貸付・証書貸付・当座貸越などの残高)を減らすこと</p> <p>②弁済の請求・受領、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなすこと</p> <p>③追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押・仮処分や法的倒産処理手続の申立てをすること</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>(参考3:手続終了の通知書)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	<p style="text-align: center;">旧</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p>

新	旧
<p>対象債権者各位</p> <p style="text-align: center;">手続終了の通知書</p> <p style="text-align: center;">(第三者支援専門家)</p> <p style="text-align: center;">[住所]</p> <p style="text-align: center;">[氏名] 印</p> <p style="text-align: center;">[連絡先]</p> <p>下記の事業者からの中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に規定される中小企業版私的整理手続(再生型/廃業型)に基づき、事業再生計画/弁済計画の成立に向けた支援を実施していましたが、本手続を終了させることになりましたので、その旨通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>事業者名</p> <p>[住所]</p> <p>[事業者名]</p> <p>[代表者名]</p> <p>手続終了日</p> <p>○年○月○日</p> <p>理由</p>	

新	旧
<p>(記載例:4.(6)⑤または5.(5)④により終了させる場合) 全ての対象債権者からの同意を得ることができないことが明確となったため。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	